

令和2年3月16日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第2日）			
出席議員 (10名)	1 番 鈴 木 千 春	2 番 大 川 徹 也	3 番 原 直 弘
	4 番 吉 田 豊	5 番 田 中 静 雄	6 番 原 田 希
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 寺 崎 太 彦
	10 番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総務課副課長 宗 雲 英 則	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農業委員会事務局長 日 高 泰 明	住 民 課 長 扇 智 布 由	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 小 川 成 弘	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和2年3月16日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	8番 大川隆城	1. 防災・減災に係る水害（大雨）対策は 2. 学童保育事業推進について 3. 学校施設の長寿命化対応について 4. 事故防止対策のカラー舗装の推進を 5. 小・中学校における制服の選択制導入について
2	9番 寺崎太彦	1. 安全安心なまちづくりについて 2. 地域振興対策について
3	5番 田中静雄	1. 道路の冠水対策について 2. 安全・安心の町づくりについて 3. 上峰町のイメージソング「このまちで」の活用について 4. スポーツ振興について
4	3番 原 直弘	1. 空き家対策について 2. 高齢者支援について 3. コミュニティバスの運行について 4. 交通安全対策について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、8番大川隆城君よりお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。早速質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

なかなかマイクを通してで聞こえづらいところがあるかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、防災・減災に係る水害対策はということでお尋ねをしてみたいと思います。

この件につきましては、過去、2度3度お尋ねをしてきておりますけれども、さらにお尋ねをしてみたいと思います。

この関係につきまして、まず1番目に、町全体の現状調査はどうかと、それに伴い今後の取組みをどう考えるのかということでお尋ねしております。

この件につきましては、前回の質問の折にも、やはりきちんと調査をしなくちゃならないという話とか、それぞれに項目別にやっておりましたが、今回はまとめて質問させていただきます。

そういう中で、今年の気候の長期予報では、7月、8月にかけて、北からの高気圧と南からの高気圧が日本上空で重なり合い高温になりそうだと。またそして、大雨の可能性も高くあると。それに加えて、さらに台風も多くなる可能性があるという予想をされているようでございます。今年もあと4か月、5か月すれば、また7月、8月の時期に入ってしまうんですが、やはり昨年のような状況にはならないように、きちんとした対応をしなくてはならないと思います。早め早めに対応をしてもらいたいと思っておるわけですが、どういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

また第2番目に、外記のため池に調整池機能を持たせることについてどう対応されているのかということでお尋ねをしてみたいと思います。

議長、すみません、ここで私が調べた資料を執行部に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

はい、いいです。

○8番（大川隆城君）

この件についても、以前から申し上げてきておりますけれども、やはり御案内のとおり、外記のため池からの流れの部分の住宅地がもう本当に膝上ぐらいに冠水したというのが現状として起こっております。これも以前はそうまでなかったんですが、ここ数年、そういうふうに状況がひどくなってきております。それを考えたときに、あの地域にほかの地区からの河川の流れ込み等があるかなと思って考えたときに、そういうのが見当たらないように感じます。やはり外記のため池にあの周辺の雨水がほとんど流れ込んでくるような形になるわけですので、あの外記のため池からの流水を調整することによって、その下流の被害を少なく

できるんじゃないかというふうな思いがあるものですから、早めに外記のため池の調整池機能を持たせることが必要じゃないかというふうに考えるわけであります。

そういうときに、実は先日、私個人でありましたが、ちょうどからまになっているものですから、中に下りたところ、結構中まで入られていられましたものですから、一番南の岸から100メートル沖までぐらいあちこち入ってみて、泥土の高さ等も測って見たら、やはり50センチ、60センチぐらい中央部分辺りでありました。その泥土のしゅんせつなんかも将来的には考えていかなくちやならないんじゃないかなろうかというふうな思いもしておりますので、とにかくどういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

大きく第2番目、学童保育事業推進について。

これにつきましては、2月あたりから該当する子供さんたちの保護者の皆さんの中でいろいろと話が出ているようで、新年度からどんなだろうかと。ましてや今コロナウイルスの感染の関係で不定期的な休校とか休みとか、いろいろあってますものですから、なおさらお感じかと思しますので、新年度以降、どういうふうにお考えかをお尋ねをしてみたいと思います。

第3番目に、学校施設の長寿命化対応についてということでお尋ねをしてみたいと思います。

この件につきましては、今年度——ああ、失礼。新年度の予算等でも中学校のほうではいろいろと対応をしてあるようでございますが、やはり現有施設の有効利用を図ることは当然でありますけれども、不具合があるところはその都度、修繕、改修していくことは必要だと思いますので、今回は特に小学校校舎関係についてお尋ねをしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第4番目に、事故防止対策のカラー舗装の推進をということでお尋ねをしてみたいと思います。

これまでいろいろと対応、対策はしてもらっているようでありますが、ここで昨年1年間の上峰町内の事故発生件数をお聞き、お尋ねをしましたところ、物損事故が248件、人身事故が60件、計308件発生したということでございました。

そういう中で、やはり交差点での出会い頭の事故等もあったようでございますし、ましてや町内の方はどこの交差点でもどちらが優先かはある程度お分かりかと思うけど、よそからおいでの方がなかなか分からないという関係で接触事故が起きたというようなことも多々あるように聞いておりますので、そういうのを防止するためにもカラー舗装をぜひ必要あるところには必ず設置といいますか、やるというようなことで対応をしてもらえればと思いますので、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

第5番目に、小・中学校における制服の選択制導入について。

これは御案内かと思いますが、全国的にいろいろと議論がなされてまいっているようです。その目的としては、冬の防寒対策等を目的に導入が進んでいるというようなお話も聞いているわけでございます。それに加えて、性的マイノリティー、LGBTの方々に

対しての配慮ということも含めて論議がなされているようでございます。

そういう中で、県内では2018年、伊万里実高、それから、玄海みらい学園が導入をされたと。また、新年度、2020年に向けては小城高校、成章中学校、嬉野中学校が導入をされるようになっていると。加えて、諸富中学校においては新年度からその検討に入られるということで、これもあちこちずっと導入に関して広がりが見えているようでございます。

そういう中で、我が上峰の小、中学校についてはどういうふうにお考えになるかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、5問質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、防災・減災に係る水害（大雨）対策は、質問要旨の1番、町全体の現状調査はどうか、それに伴い今後の取組みをどう考えるか、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

皆様おはようございます。前回の議会で、私の答弁で誤解をお与えしてしまいました。ハザードマップにつきましては、平成28年度に詳細な調査を行い作成したものと認識間違いをし、答弁させていただきました。ですが、実際は調査は行っておらず、また、町で調査をするべきものではございませんでした。

まず、ハザードマップにつきましては、水防法の規定により国土交通省が浸水想定区域を洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の2つに分けており、洪水浸水想定区域については国土交通大臣から町に対し示されますので、それに基づきハザードマップを作成し、周知するように決められております。

現在、上峰町において作成しているハザードマップは、国土交通大臣が指定しました洪水浸水想定区域が問題なく反映されております。

内水氾濫の区域につきましては、都道府県知事が雨水出水浸水想定区域として指定することとなっておりますが、現在、指定があっておりません。しかし、上峰町内には県道坊所城島線の下津毛交差点より北東の道、町民プール前の町道、役場より約100メートル北側の住宅地の3か所ほど内水氾濫が起きている場所がありますので、今後、佐賀県にこの3か所を雨水出水浸水想定区域に指定するように要請を行いたいと思います。

また、併せてハザードマップの更新についても検討していきます。

今後の大雨対策ですが、来期の大雨については、ため池管理者、産業課と連携し、ため池の事前放流等による低水位管理も視野に入れながら対応していきます。

ため池の洪水調整機能の強化については、産業課と連携し、行っていきたいと思います。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ただいまはハザードマップに関連したことで答弁いただきましたが、私はですね、それも当然必要と思いますが、もう一つ、前回の議会の折に答弁いただいたのが、町独自の緻密な調査をやるべきだと。それから、水害発生の原因、要因の調査を行い、浸水被害発生時の町内状況を的確に把握することが必要であるという答弁をいただいております。

ですから、私はこの上峰町内で、前回も言うておりましたように、水の流れがどういうふうに変ったかとか、それはどうしてかといったら、田んぼや畑が造成されたのが結構増えているから変わっているはずだと。だから、その辺もきちんと把握した上でどうだと。現状把握をした上でいろいろ防災・減災関係の水害対策をしていかんことにはできんじゃないかと。まず調査を、きちんとした調査をやってくださいよというお願いをしてたんですよ。

ですから、そのハザードマップに関係したことも当然必要です。それと加えて、今言う、さっきも、もう一遍言いますが、町内独自の緻密な調査をされてるだろうと思ったものですからね、その辺をお聞きしたかったわけですが、いかがでしょうか。

これは、加えまして、資料をお願いしたいという中にも加えとったかと思いますが、残念ながら出ていませんもんですから、お聞きをするよりないもんですから、よろしく御答弁をお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

緻密な調査をということでございましたが、内水につきましても、うちのほうでは調査するものでないと判断をしたところもあります。今後、改めて調査をさせていただくほかないのかなと思います。すみません。

○副町長（森 悟君）

すみません、補足をさせていただきます。

議員御指摘のように、まさに前回の大雨で町内におきましてもかなりの箇所冠水している箇所、見受けられてございます。

先ほど副課長のほうから答弁申し上げました内容は、ハザードマップにおけるそれぞれの所管、そして、管轄がございましたもんですから、そのことを申し上げておるわけでございます。

しかしながら、町内におきましては、先ほど3か所の冠水箇所も指摘、御報告いたしましたし、そのほかにもハザードマップ、洪水浸水想定区域に色分けとして表記しておりますとおりですね、50センチ未満と、それから、50センチから3メートルにおける範囲等、それぞれのカテゴリーでハザードマップに記載しているのは、これは間違いございません。

ただ、先ほど申しました3か所等につきましては、今後しっかりした対応をですね、県にも併せてお願いしていくし、なお、町におきましても、それぞれの大雨ごとに、今までも調査をいたしております。そして、その箇所につきましては、建設課等におきまして早急に現場に参りまして、そして、バリケード等を行いながら、町民の安心・安全に努めているとこ

ろでございますので、今後も併せてですね、その調査をしていきたいと考えておるところでございます。

また、先ほどの後段にも申し上げましたように、近年のゲリラ豪雨等、今まで、ここ50年来、なかったような大雨が全国で発生しておりますから、それにおきましては、ため池機能という、今までは利水という水を利用する立場でのため池とかクリークとか、これが佐賀県内にも結構ございます。それにつきましては、今後は治水という水を管理する洪水対策としての観点から県内でも動きを見せておられるようでございますので、当町におきましても、また、この後、議員の質問にもございますように、外記のため池等の洪水調整機能の強化につきましてはしっかり対応をしていく所存でございます。よろしくお願いします。

○8番（大川隆城君）

ただいま副町長から調査をやっていると、それに基づいて対応をしていくという答弁いただきましたが、建設課長、あなたが一番の所管の課長さんですからね、一番具体的にどうということはお分かりと思うからですね、あなたからひとつ説明といいますか、どういうかをお聞かせ願いたい。

というのが、何でもかといったら、もっと具体的に、具体的に、今年は昨年のことを踏まえてどういうふうな、ここの地区にはこういうふうな対応、ここの地区にはこういうふうな対応ということを当然検討されておりましたからね、そういうことをぜひお聞かせいただきたい。

そして、昨年は今言う集中ゲリラ豪雨、あるいは線状降水とかいろいろあって、想定外と言っておりましたが、先ほど言いましたように、今年はもう7月、8月に向けての長期予想でもちゃんと出してありますからね、それ相応のことがあるということは当然もう分かっているということでの対応をしなくちゃいけないと思っていますからね、ぜひお聞かせください。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうから、ただいま大川議員のほうより質問されました詳細な内容をということでございますので、今、私のほうにございます資料の中で御説明させていただきますと思います。

まず、冠水区域はということでございますけれども、先ほど総務課副課長のほうより説明ございました下津毛交差点付近、それから、中学校、町民プール東側、町道でございます。あと、役場周辺が冠水しております。あと、中村地区は全地区的に冠水です。あと、江迎地区、それから八枚から碓にかけて、この辺りも全部冠水でございます。あと、前牟田地区でございます。学習等の前、町道でございます。あと、野間口周辺、あと、寺家2の南部地区ですかね、あの辺りが冠水しております。あと、坊所新村地区内も冠水ということで、全町の的に大体南部のほうが冠水を起こしているような状況でございます。

あと、こういった状況を踏まえて、今年どういうふうな対応をするかということでございますけれども、まずもって現段階で何かをできるというようなものを持ち合わせておりません。今年につきましては、早急にまず危険な箇所を通行止めするということでの対応を目標にしております。総務課、消防団と連携しております。消防各部のほうにですね、通行止め看板をまず10枚程度配布を考えております。消防団のほうで通行止め箇所については対応していただくということで、消防団長のほうと協議を進めてまいっております。

あと、庁舎付近でございますが、ここに関しまして、今現段階、何かを対応できるような状況ではございませんので、まずは外記のため池を言われてます。大川議員が言われてます外記のため池について協議を進めていって、減水したところですね、どの程度の耐水力があるか、そういったところを調査しながら、状況をまず把握したいというふうに考えております。で、こういった対応が今後できるかということも協議をして、地元とですね、十分協議を進めて対応を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

あと、すみません、今年度において野間口地区、あと、碓地区に関しましては冠水していた道路の工事を発注しておりますので、その間に関しましては梅雨時期前までに工事を終わるように進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今ですね、お聞かせいただきましたが、いろいろ問題はあります。いろいろ問題はありますが、やっぱり要はいち早く、今言う水を引かせるちゅうか、排水を効かせるためをまず第一に考えんといけんじゃろうと思うわけですよ。じゃ、そこで、先ほどはしゅんせつの話が出ませんでした。これは前回もそうでしたが、同僚議員からも大きな河川、1級河川もそうですが、小さな支川もですね、それから、クリーク等々も泥土が結構たまってますよと意見が出てましたよね。だから、その対応をという話出ました。そういう中で、ひとつ井柳川については総合流域防災事業の一環としてしゅんせつをやりますということが示されてると。ただ、そのほかの、例えば、切通川は河川改修関係で少しはされるかもしれんけれども、もう2つ、六田川、勘太郎川関係については通常の維持管理計画の中で対応を県に強く要望していくということでしたが、具体的に、じゃ、いつするかというのがまだ見えてきてない。しかし、現状は御案内のとおり。もういっばいたまって、本当にもう川幅の何分の1しか流れていないというのが現状でありますね。これも県の土木事務所あたりも十分把握していると。ただしかし、ただしかし、どうするかというのはまだ全然具体的に示しはしておられない。そういうことを考えますとね、もちろん町内でのいろんな努力をせんといかんけれども、やはり県のほうにも陳情、要望なりせんといかんじゃなかかと思うわけですよ。

ですから、この辺については、当然、課長もそうですが、町長なり副町長なり、その陳情を一緒にしてもらって、今日言うて明日できるとはならんでしょうけれども、とにかく早め

早めにそういう対応をしてもらうためにお願いに行ったらどうかと思うわけですが、その辺いかがでしょうか。

○副町長（森 悟君）

まず、町内のそれぞれの冠水箇所等については、先ほど御案内いたしました、県河川におきまして、今、議員のほうから御指摘、そして、今度の行動についてのお話がありました。

今御紹介されましたように、井柳川については県のほうでもう既にここは対応していきたいということでございますし、切通川につきましては河川改修の計画があり、下流のほうから行ってきております。そういった経緯もございまして、すぐには私ども町のほうには参りませんけれども、そこは維持管理の分野での工事も併せて要望をしていきたいと考えております。

なお、そのほかの県河川の六田川、勘太郎川につきましては、しっかり議員のほうも堆積土等の内容につきましても調査いただきまして、そして、写真等もつけて、それは県のほうにも建設課を通じてこちらのほうから指示といいますか、依頼をいたしておるところでございます。

しかしながら、少しでも、県事業でございますので、スピードアップをという観点からの議員のお話であろうかと考えますので、今後はそういった動きでですね、私どもも一緒に、行政のほうもさせていただければという思いは変わりません。よろしくお願いします。

○8番（大川隆城君）

ですから、これまでもですね、この場でいろいろやり取りするなり、また、そのほかのときの話とかで県に対しての要望等もという話もしてきた経緯があるものですから、その都度してもらってるとは思いますよ。してもらってるとは思いますが、なかなかそれが、何ちゅうか、答えとして見えないものですからね、やはりいかに困っているか、そして、いかに要望度合いが強いかということを示す意味においては、やはり陳情もぜひ必要と思うわけですよ。

ですから、それはもう1回行くのよりか3回行ったほうがより効果がある、3回よりか10回行ったほうが効果がある。これはやっぱり、何といいますか、その度合いはそれに連なって大きくなるのはもう当然だと思うからですね、もう1回行ったからそれっきりじゃ到底無理ですから、それはやっぱりできるまで足を運んでお願いするよりほかないということもあると思うんですよ。ですから、それをして、いかに町としての要望が強いかということを示せば、そのことで予算配分に影響も少なからずするんじゃないかという意味合いもあるものですからね、とにかくこの関係は、前回は確認しませんでしたけれども、農産物関係の被害も結構あったと思うわけですね。ですからこそ、新年度予算でいろんな農業関係の手当ても予算化してということをしてますよね。そういうことを考えるとね、やっぱり目に見

えないところでの被害があるわけですから、それを早く防止するためには早く手を打つ、当然だと思うからですね、ぜひ県に対しての要望、陳情を実施する方向で、もちろん議長にも後でお話をしましょうけれども、今言う、いつも行政と議会は両輪のごとくという話が出ますように、やはり町が困ることについては、両方で協力して要望すべきは要望するというところでぜひお願いをしたいということを言って、この第1番目は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「じゃ、一言お願いします」と呼ぶ者あり）

○副町長（森 悟君）

まさに議員の言われるとおり、議会、行政一体となって動いていく必要があろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、外記のため池に調整池機能を持たせることについてどう対応されているのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうから、大川隆城議員の質問事項1、防災・減災に係る水害対策は、質問要旨2、外記のため池に調整池機能を持たせることについてどう対応されているのかという御質問に対しお答えいたします。

12月議会の折に御説明しておりましたとおり、外記ため池の調整池機能について十分な調査を行い、結果に基づき有効な方法を検討した上で水利権者との協議を実施したい旨、答弁しておりました。

このことについて、2月初旬に水利区域の区長の方たちと調整池として利用することについて打診を行い、今後、調査を実施することについて理解を得ているところでございます。

現在、職員で対応できる調査を行っているところであり、今後も考えられる様々な調査を行っていくよう計画しております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ただいま課長の答弁を聞きまして、もう既に今言う管理者である一村会との協議をされ、そしてまた、その後の対応をどうするかということで動いていただいているということで安心しました。何でもかといいますとですね、先ほども言いましたように、この外記のため池流れが、この役場の近辺では三樹病院の西側、あの水路に来るわけですね。住宅地を経て、三樹病院の西側の水路に来るわけですよ。そうすると、それが流れていって、今度は、御案内のとおり、すば一く上峰の横に来るわけです。そうすると、すば一く上峰が昨年の大雨時

に、今までなかったけど、昨年初めて浸水しましたね。もう今までで初めてですよ。その以前は何とかクリアしてましたけど、昨年初めて浸水しました。そのおかげで使えなくなったということで、今、日にち等は忘れましたが、今度改修工事されましたですね。今は改修ができて、また皆さんがいろいろスポーツをやったりされるようになって、されております。そこでの改修費用を聞いたら、30,000千円ほどかかったような話も聞くわけですよ。そうすると、今言うため池流れの関係を早くどうするかせんことには、今年もまた浸水する可能性も出てくるわけですよ。そうなったら、スパークがまた駄目になりやせんかいという心配もあるし、また、その周辺に被害がまた出るんじゃないかということが考えられるわけですね。ですから、外記のため池の調整池機能を早く発揮できるように協議すべきはし、そして、対策として、今言う大雨前に水位を下げる、それとか、以前も言いましたように、水門あたりを設置して流水を調節というようなこともせんことには防ぎようがないんじゃないかと特に思うわけですよ。

ですから、今協議をされているということを聞いて少しは安心しましたが、もう時期があと4か月、5か月先には来るわけですから、やはりその辺を早く詰めて協議をし、対策もどうするということも早く決められて対応をしてもらいたいということを切にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いしときます。

以上、終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の2番、学童保育事業推進について、質問要旨、新年度以降はどのような形で事業推進されるのか、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは、大川議員の質問事項2、学童保育事業推進について、要旨1、新年度以降はどのような形で事業推進されるのかという質問につきまして答弁いたします。

放課後児童クラブにつきましては、平成31年4月より、上峰幼稚園旧園舎におきまして、委託により事業を行っているところでございます。新年度以降につきましても、仕様書等に変更がなく、現在実施しております上峰幼稚園旧園舎におきまして委託により事業を実施する予定でございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ただいま課長から、これまでどおり今の旧園舎を利用して事業実施をするということでお聞きしまして、ちょっと安心しました。

1つ確認ですけれども、新年度の希望者、今までが130名程度だったと聞いたかと思いますが、新年度からの希望者としては変わらない人数か、それとも、増えるものか減るものか、その辺、もしよかったら参考までにお聞かせください。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の新年度の希望者の人数はというところの御質問だったかと思います。

現在のところ申請が出ておりますのは合計で134名でございます。こちらのほうが定員が135名ですので、ぎりぎりのところの申請をいただいているかと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいまお聞きしたところ、定数内で収まるんじゃないだろうかというような答弁をいただきまして、これまた収容のスペースの関係がどうかなと心配ありましたが、何とか安心をできるようにであります。

とにかくですね、やはり学童保育にお願いされる方は、やはり共稼ぎの家庭とかですね、いう方々が一番多いだろうとは推測できますし、やはり今コロナウイルスの関係でも仕事の関係もいろいろ支障を来すというようなことも出てきておりますもんですから、なおさらその子供たちのことに関しても余計に御心配の向きが出てくることはもう当然かと思うわけですよね。ですから、一応そういうふうできちんとできるということであれば、保護者の皆様方に新年度からこうですから御心配なくというようなことでの御案内といえますか、説明といえますか、そういうこともしていただければ不安解消になるものと思いますので、できますならば、そういうことを今後の対応としてやってもらって、保護者の皆さんの不安を払拭していただければと思います。

とにかく子供は町の宝であることはもう言うまでもないことですから、子供たちがきちんと学校生活、あるいは学童保育での生活をやって立派に成長をしてもらうように、皆さんで、みんなで見守っていくことは当然のことです。その辺がぜひうまく進むようにですね、今後とも努力をしていただきたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進んでいいですか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

質問事項の3番、学校施設の長寿命化対応について、質問要旨、現有施設の有効利用を図ることは当然だが不具合がある所はその都度、修繕していくことは必要だ、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうからは、大川隆城議員の質問事項3、学校施設の長寿命化対応についての要旨1、現有施設の有効利用を図ることは当然だが不具合がある所はその都度、修繕していくことが必要だという御質問についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、学校施設において不具合があるところは、その都度修繕を行ってまいります。毎年度、中学校では2,000千円の修繕費を計上しています。小学校においては、平成30年度に2,083千円、平成31年度は4,373千円を計上させていただいております。

昨年度実施いたしました学校施設建物診断調査に基づき修繕の必要箇所が明らかになりましたので、小学校においては、令和2年度の修繕費を4,558千円計上させていただいております。

今後とも引き続き児童・生徒の安全・安心を最優先に修繕に努めてまいります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかく毎年ですね、修繕をしてもらってはおるわけですね。ただ、それを私が拝見し、また、現地に行って見て、またいろんなお話聞いたりしますとですね、それはもちろんしていかなくてはいけないわけですが、それ以外に、以前から、例えば、小学校の南校舎の屋上ですね、屋上が、まだ雨漏りはしていないけれども、雨漏り可能性がある、傷みがあると、これも以前から要望しておられたそうですね。それから、今度は水周り。水周りの排水管関係が傷んでいる、腐食している部分もあるというようなことで、これもそこそこ、ちょこちょこするのは応急的に必要かもしれんけど、もう全体的にせんと、これはまちが明かないじゃないかというようなお話も以前からあっていたようにお聞きします。それから、今度は窓枠ですね。校舎の窓枠がこれまた結構年数がたってるもんですから、窓枠の浸水、水が中に入る浸水防止のゴムといいますか、あれらもう外れたり、いろいろあって、中に雨が降ったりするときは入ってくるとか、今度は鍵も劣化して壊れてるとか、そして、それを取り外して掃除といいますか、しようと思ったら下に落ちる可能性があるとか。何でかといったら、外側にしか外せないような構造になっているからというような話も聞きました。

もろもろありますけれども、やはりそれらも、その年度、年度の修理、補修をされとるのに加えて、そういう大きなやつもできれば早めにやってもらわんと、雨が漏り始めてからするやつと漏る以前にするやつとでは、またその後の、何といたしますか、年数的にも違いが出てきましょしね、そういうことも、とにかくそういうこととか、今度は子供たちの安全、事故防止、安全対策ということでも早めにしてもらわんといけんじゃなかろうかという思いがするわけですよ。

それとか、今度は北校舎の職員室のすぐ脇の側溝といいますか、水路というか、それとか、南校舎の北のほうの側溝あたりも流れきらんで滞水しているところがあります。そういうやつも聞けば、雨が降ったらあふれますというような話とかも聞くもんですからね、また、これは衛生上の関係とかいろいろあるもんですから、できればそういうやつも早く対応をしてもらえればというふうに思うわけです。

やはり、まずはいつも申しますようにね、子供が第一で考えていかなくてはいけんじゃな

かろうかと。そのためには、やっぱり今さっき言いましたように、みんなが見守って立派に成長させるためには、そういう子供たちが集う場所、施設の関係も悪いまんまじゃなく、当然いい環境で学べるようにしなくてはならないということはもう当然のことだと思いますからね、その辺のことを、いろいろ都合といいますか、予算の関係、いろいろありましようけれども、以前からそういうふうな要望が出ている箇所についてはですね、ぜひ早めな対策をしてもらいたいということをお願いをしたいわけなんです、その辺について、先ほどは事務局長から答弁いただきましたが、教育長、一言お願いします。

○教育長（野口敏雄君）

皆さんおはようございます。大川隆城議員の御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のとおりだと思いますし、我々としましては、昨年度実施しました学校施設建物診断調査が一つの区切りになりまして、これを基にして今後の修繕、修理等の計画を今立てているところでございますので、先ほど具体的に御指摘があった部分もですね、かなりの部分、計画をしております。全体的な校舎の老朽化というのは否めないわけですが、しかし、安全・安心を考えた上での修理、修繕は適宜行っていくということで、当面の間はですね、予算もお願いしながら、そして、先ほど予算の状況も課長が申しましたように、中学校は現状ではほぼ毎年同じぐらいで何とかやれてるんですが、小学校の場合は昨年度から上げていただいております、対応しているところでございますので、今後も適正な修理、修繕をしていきたいというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

一応そういうことも組み入れてですね、計画をされてあるということを聞いて安心しました。

そういうことであるならばですね、私が聞きようによって違う受け止めをしているかもしれませんが、現場の先生方にはその、今言うごと、例えば、今言う雨漏り防止関係のやつはどうかとかいう、今ずっと挙げましたことがね、いついつにはするとかいう計画に乗ってあるとするならば、一応こういうことでここはいつ頃やりますよ、ここはいつ頃やりますよというようなこともお伝えしておってもらえれば安心されると思いますが、それは全然いつになるか分かりませんというような言葉が返ってくるんですよね。ですから、それはさっき言ったように私の聞きようでありますけれども、そういうふうに聞くと何でかいと、連絡はすぐできるとやなかろうかというような思いもするわけですよ。

ですから、お互いにもう学校と教育委員会は当然いろんな面で密接な関係もありますし、いろんな対策を打つにしても、やはり学校長あたりとの協議なんかも当然されてると思いますからね、そういうやつを校長先生はもちろん、また、そういう今言う修理とかなんとかに携わる方々にもどういうふうかというやつをきちんと説明といいますか、話をしてもらったけば安心されると思いますので、その辺はぜひお願いしたいと思います。

今までもやってるよということかもしれませんがね、そこはまた念押しみたいな形になりますが、ぜひその辺のコミュニケを取ってもらってですね、やってほしいと思います。それが修理の関係以外でもですね、本当申し訳ないけれども、何も伝わってないような話も時々聞くんですよ。ですから、もう何でかいという思いがするもんですから、その辺をぜひ今後は密接にといいですか、その都度その都度連絡すべきは連絡してという形を取っていただければと思いますので、その辺、また教育長、一言お願いします。

○教育長（野口敏雄君）

私も現場からの上がってきた者でございますので、特にそういった思いは強く具体的に持っているつもりでございました。ただ、今のやり方で十分かということですね、まだまだ一般の先生方にまで伝わってない部分はあるかもしれません。私どもとしては、まずは管理職とコミュニケーションを深めて、そして、修理、修繕等も含めた、教材備品等もそうですが、事務関係、事務担当者とのコミュニケーション、そして、そこから、一般の先生方に直接ということはなかなか少ないわけですので、管理職や事務職員にそういった留意事項は伝えながらですね、先生方にも必要なことについては伝わるように、周知するということとは今後も考えていきたいというふうに思っております。

私自身ができるだけ学校現場に行くということを考えとして持っておりますので、小、中学校には逐一行っているつもりではございましたが、まだまだそういった意味では教育委員会の思いが伝わっているのかどうかということをお聞きすればですね、十分じゃないところもあるかもしれませんから、今後もまた努力をしていきたいというふうに思っております。（「よろしくをお願いします。次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、事故防止対策のカラー舗装の推進を、質問要旨、町内大・小の交差点で必要カ所があると思うのでカラー舗装を増やしてはどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうから、大川隆城議員の質問事項4、事故防止対策のカラー舗装の推進を、質問要旨1、町内大・小の交差点で必要カ所があると思うのでカラー舗装を増やしてはどうかという御質問に対しお答えいたします。

交差点のカラー舗装につきましては、まず、事故多発箇所を重点的に対応すべきと考えており、一昨年に町民センター北西の交差点、昨年に庁舎北西の交差点、今年度は坊所団地北東の交差点と3年続けて実施しているところであります。

ほかにも事故が発生している箇所はございますので、随時対応していきたいと思っております。

なお、道路改良事業などの計画がある箇所につきましては、道路改良事業に併せて実施し

たいと考えております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○８番（大川隆城君）

とにかく今、必要箇所については今後取り組むという答弁いただきましたが、新年度に向けてですね、この学校周辺の通学路に路肩、歩道がないところは路肩にカラー舗装というか、カラーを、色をつけるとか、いろいろ手だてを考えてあることは分かっております。しかし、今度はそのほかにもですね、今、課長言われたのはこのメインの大通りといいますか、この周辺の大きな交差点の対応ですよね。それももちろん必要ですけれども、今度は、例えば、各地区に入った場合に、小さな交差点でも事故が発生した場所、あるいは発生しやすい場所あるかと思うわけですよ。ですから、その辺については、当然パトロールで定期的に巡回もされてると思いますけれども、その辺のところも順次ピックアップして、たとえ小さかったって、ここは危ないと思われるところにはカラー舗装ということでしてもらおうと一番目立つと思うけんですね、してもらいたいと思いますが、今後そういう地区内についてのことはどういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川隆城議員からの御質疑で、地区内に入ったところのカラー舗装はどうかということでございます。

実際、小さい交差点等、地区内に大小共々ありますけれども、事故が多発している箇所、もしくは事故があっている箇所というのは多々多くあると思います。

今現在、うちでやってるカラー舗装の対応といいますのが、交差点に関しましては、止まれの周りを赤く着色しております。止まれの方向を止める方向で検討をした結果、こういう着色をしておりますけれども、目立ったところで大分事故も減ってきているんじゃないかと感じているところでございます。

この標識と止まれというのがセット物でございますので、止まれの交通規制がかかっているところに関しましてはそういった対応をしていきたいと考えているところでございます。

その標識と止まれがないところに関しましては、また別の方法をですね、有効な方法を検討して、着色ができるようであれば、そういった手だても考える必要があると考えているところでございます。

以上、答弁を終わります。

○８番（大川隆城君）

今、カラー舗装だけでなく、ほかのことででもできることがあれば手だてをしていきたいとお話聞きまして少しは安心しましたが、この際にという言い方はちょっとあれですが、また、区長さん方にですね、お願いというか、御協力いただいて、各地区内で、さっき言ったように、交差点的に小さかったり、いろいろあるけれども、やっぱりここは危険だからそう

いうカラー舗装なりなんんりの手だてをとということが多分ゼロじゃないと思うわけですね。ですから、各地区の区長さん方をお願いして、その地区内でのそういう箇所があるかどうかということも含めて調査をしていただいて、そこでどれだけ出てくるか分からんけれども、出てきたところでまた、例えば、順番を決めたり、当然必要だと思うけれども、そういうことをしながらでも、町内各地区でそういう危険箇所を1つでも2つでも少なくするというところでやってもらえたら、より全町的にできるんじゃないかというふうな思いがしていますが、その辺はいかがでしょうかね。ぜひお願いしてもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川隆城議員からの御要望といいますか、御指摘といいますか、地区の区長さんを通じてということですが、まずは総務課のほうで公安委員会等の連絡先とつながりがございますので、警察のほうで把握してる事故の箇所というところを調査しました上で、それに併せて区長さんのほうからも聞き取りを行うというような方法で対象箇所というのを特定していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

それと、今言う交通事故防止という観点からいいますとですね、以前もお話をしたことがあったかと思いますが、地区名は分からんでしょうから出させてもらいますが、三上地区の方からですね、今言う、あそこはずっと、何といいますか、通路が何本か走ってますよね。三田川へ抜ける道から南側、3本、4本ぐらい走ってますね。そうすると、子供が三上地区が一番多い地区でもあるもんですから、一応、何ちゅうか、交通渋滞の関係でこっちから西のほうに行く人、あるいは西から東に来る人が抜け道的に南部のほうに回っていかれるというのが増えた。そうすると、それがあ程度スピードを出していかれるもんだから危ないということで、速度制限等はできんかいという話もあったもんですから、お伝えはしていたけど、なかなかそれが地区としての、まとめというか、それがまだできてないような感じがすけれども、もし今後、区長さん方にお話をこのカラー舗装関係についてもされるといならば、その辺のことについてもですね、再度聞いていただいて、現状を把握された上で手だてがされるならしてほしいなという気持ちでありますけれども、その辺いかがですかね。ちょっと一言お聞かせください。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川隆城議員からの御指摘でございますが、三上地区に関するそういった様々な大小交差点のことだと思いますけれども、まずもって建設課のほうで所掌しているのはカラー舗装、そういった線引き、そういった安全施設と言われる部分で、道路に関する部分というのはうちのほうで所掌しておりますけれども、交通安全の速度制限とか、あと、そういった部分に関しましては総務課のほうで所掌しておりますので、そちらに関しては私のほ

うからちょっと申し上げることでできませんけれども、先ほど申しましたとおり、交通安全の対策のためのカラー舗装とか線引きとか、そういった対応できるものに関しましては建設課のほうで対応したいと思います。

以上です。

○ 8 番（大川隆城君）

それとまた、お尋ねします。

今度はですね、教育長の方針ですね、教育方針の中でですね、スクールゾーンを決めて通学路のカラー舗装をやりたいというようなことが述べておられました。その辺に関して、それはもう新年度中にはされるというものか、それとも、何年かの計画でされるものか、その辺についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の御質問でございます。

教育長の教育方針の中の学校施設・設備の整備充実の中に、小学校にスクールゾーンを設置し、通学路のカラー舗装化に取り組みますということで述べさせていただいてございました。

建設課とここにつきましては協議を進めているところでございます。スクールゾーンと申しますのは、小学校の通学に係るおおむね小学校から半径500メートル程度をもってスクールゾーンと申します。ここについては、また警察署、また交通安全のほうと議論、協議を進めていくわけですが、建設課とはおおむね500メートルのスクールゾーンを設置した場合に、どこが町道の中でお願いすべき路線になるかということについて共有させていただきながら進めているところでございます。

年度計画につきましては、予算の関係もございますので、また建設課と協議しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○ 8 番（大川隆城君）

この関係につきましては、先ほどは小学校周辺という形でのことだったと思いますが、まずは小学校に関係する場所をやって、その次に中学校もということなのかですね、その辺いかがですかね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御質問は中学校のほうにはいかがかということの趣旨かと存じます。

まず、道路の歩道の部分にカラー舗装をする、要は小学生が登校するときに歩いて登校している関係での対応、そして、スクールゾーンとは小学生への対応ということがまず1つございました。

中学生につきましては、まず、基本的には自転車通学を全生徒に許可してございますので、

その中学校周辺のカラー舗装については、また今後その必要に応じて関係部署と協議していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうから大川議員御質問のどこの辺りをやるかということで、少し詳しく御説明差し上げたいと思います。

今年度の繰越しのほうでもお願いしております事業につきまして、まず手始めに——手始めといいますか、先行してやりますけども、すば一く上峰から西のほうへ縦の坊所南北線に突き当たるまでの間、120メートル程度、ここにつきましては、かねてから学童保育の関係もございますので、危険性があるということで先行してここを先に着色をやっていききたいと考えております。

あと、坊所南北線につきましては、改良事業がございまして、改良事業が済んだところでの対応になると思います。今現在、歩道的なものもございまして、一応ここは改良事業に併せてということで考えております。

あと、周辺でいきますと、上坊所から檜寺住宅辺り、それから、三樹病院から西側、それ突き当たった先から春野店を越えて先のほうまで抜けるところですね、大体この周辺辺りを今年度予算の中でできるところまで、まず小学校周辺ということで考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ありがとうございました。

繰り返しになりますけどね、とにかく町内から交通事故等々が一件でも少なく発生しますようにというか、そういうことがないようにするためにそれぞれの課で努力をいただいて、ぜひ子供たちの安全確保、あるいは町民の皆さんの安全確保に努めていただきたいということをお願いして、この項は終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次に進んでいいですか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

質問事項の5番、小・中学校における制服の選択制導入について、質問要旨、以前から論議されているが我が町においてはどうか考えられるか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川隆城議員の質問事項5、小・中学校における制服の選択制導入についての要旨1、以前から論議されているが我が町においてはどうか考えられるかという御質問についてお答えをいたします。

人権・同和教育に係る取組の中で、制服の選択制についても議論が行われているところで

ございます。我が町の学校現場においても、LGBTや思春期を迎える観点からも前向きに議論を進めていただいているところでございます。中学校ではPTAの役員の方々ともLGBTや制服について話し合われておるところでございます。

いずれにしても、制服そのものの形状なども含め、在り方についての議論も必要でございます。先行事例も参考にしながら進めてまいりたいと存じます。

なお、現状においては問題が発生している状況にはないということも併せて御案内をいたします。

以上です。

○8番（大川隆城君）

もう既に我が町においても協議といたしますか、がされているということを聞いて少し安心しました。

今、事務局長が触れていただいたように、これはやっぱり性的マイノリティー、LGBTの皆さんとの関係も大いにあるわけですね。そういう中で、先ほどちょっと紹介しました成章中学校、新年度から導入すると言われている、されている、計画されている成章中学校の校長先生がまずはやってみることだと。多様性を受け入れる教育を進めるため、できることから始めて、課題が出てくれば修正していけばいいというふうなお考えをお示しになっておられます。当然だと思います。また、今度は来年度から検討に入るという諸富中学校の先生、校長先生がですね、階段の上り下りでスカートが気になると、寒さ対策に導入されればうれしいという生徒の声を聞くということと同時に、性に違和感を持つ生徒への配慮に関しても、思春期は自己肯定感を育てるのに大事な時期です。生徒を枠にはめない学校でありたいと強調されてるというコメントも紹介されておりました。もうこれまた、まさにそのとおりだと思います。

ですから、そういうことと同時に、県の弁護士会の憲法委員会のメンバーである弁護士先生からはですね、制服は身近な人権問題、身の回りには当事者がいないという思い込みや無関心が声を上げられない空気をつくっているのではないかと問題提起をされたというコメントも拝見しました。

もちろんそういうふうなことでありますから、先ほど既にPTAあたりでの協議は始まっているというようなことでございますが、教育長、この件については、今後、当然議論といいますかね、協議は重ねられると思いますが、その将来的な見通しといいますか、じゃ、いつごろにはというようなことがもしお考えがあるとするならばお聞かせいただきたいと思っています。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員の御質問に答えたいと思います。

まずもって結論から申しますと、いつまでという期限まではですね、具体的に持ち得て

おりません。ただ、議論が必要だということは当然考えております。

誤解なきようちょっと言っておきますと、先ほど事務局長言いました中学校のPTAの役員の方々が議論が始まっているという段階であってですね、深まっているところまでまだいっておりませんので、今からだというふうに思っております。

制服そのものにつきましては、いろんな議論がですね、これまでもあっていただけなんですけれども、日本の学校社会の中においてはですね、やっぱり機能性があったり、活動しやすいものとか、あるいは経済性も当然入ってきますし、衛生面もあると。それから、特に中学校なんかになりますと、フォーマル性といいますか、やっぱり儀式的な行事でですね、きちんとさせるというようなことも、意味合いもあって制服が根づいているという状況もあるわけなんです。しかし一方では、小学生の間では、先ほど言ったいろんな制服の意味合いからですね、私服に変わってくるというところも出てはきています。そういったところを、制服論、あるいは私服論という根本的なところも含めてですね、議論は進めていかなくちやいけないというふうに思っています。

ただ、制服は必要だとなりながらも、先ほど事務局長も言いましたように、形状をどうするかとか、あるいは選択制にするとかですね、いろんな今後の議論の中身によっては具体性も考えられますので、臨機応変に考えていきたいと思っておりますが、今後の議論につきましては、学校内はもちろんなんですけれども、学校関係者は、エリアであったり、あるいは生徒指導連盟とかもあったりしますので、そういったところで考えを、先進事例も取り入れながら考え方は整理をしていってほしいと思いますし、何よりもPTAの方々については、もちろん現在のPTAの方々中心にはなろうかと思いますが、幼稚園、保育園とかですね、今後PTAになっていかれる方々の御意見等もいただきながら、広く議論は進めていきたいというふうに思っているところであります。そのための問題提起は、教育委員会からもですね、学校やPTAのほうにもしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかくこういう問題はですね、何といいますか、デリケートな問題でもあるものですかね、拙速にはできないことは当然分かっております。ですから、もう本当、先ほど紹介しましたように、諸富中学校ではもう1年か2年ぐらい前からPTA、あるいは民生委員さんの方々との協議を何回となく重ねてきてあるそうです。で、いよいよ新年度から最終的にどうするかというような最終段階の検討に入るというようなことらしいですけれどもね、やはりそれくらいの時間は当然必要かと思えますから、ぜひ、今、教育長がおっしゃったように、始まったけれども深まっていないということであれば、それを深まった議論といいますかね、協議がしていられるように引っ張ってもらいたいと思うわけです。

そういう中でですね、当然、先ほども言いましたように、LGBTとの関わりも当然ある

わけでございますが、弁護士会の中で出たことで、またもう1つ2つ御紹介をさせていただければ、このメンバーの中ですね、福岡市の警固中学校でPTA会長をされて、そして、この制服の選択制の導入に関わられた先生がいらっしゃるということではありますが、やはり体と心の性が異なる人が制服を地獄だったと泣いて振り返ったりすることもあったというふうなお話も紹介をされております。それから、これは佐賀大学教育学部の先生であります、学校教育で家族が異性カップルを前提としていることを指摘をされ、同性カップルや独り親、再婚家庭など、多様な家族の形を教育にも取り入れることで多くの人が住みやすい世の中になるというコメントも出されているようであります。

とにかく私がこれまで何回となく申し上げておりますけれども、この町内に小、中学生も含めて、大人の方も含めて、可能性としてはゼロじゃないちゅうことは間違いないと思うわけですね。ですから、とにかくいつも申しますように、その方たちに対しての理解をみんなが深めてもらいたということが1つ。

それと、特に小学生、中学生、高校生、一番多感な時期の子供たちでありますから、その人たちが変に今言ういろんな話なりなんなりで落ち込むといいますかね、いうことにならないようにはいろんな手だてをしていかんといけないというのはもういつも申し上げているところでございますので、この制服の関係についても鋭意協議を重ねられて、できますならば、我が町も早めに対応をどうするということのようなこともお示しいただければというふうに思いますので、先ほど教育長から答弁いただきましたが、最後にもう一言頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

学校教育の中で、人権教育というのは最も根幹にも関わるものでございます。ですから、この問題につきまして、表面に表れていないから先送りするとかいうような考えは持っておりません。

もちろん御参考までに言えば、先ほど学校名が幾つか挙がりましたが、それらの学校は私もよく存じ上げているところです。高校も含めてですが、必要性も具体的に表れているという状況もあっての議論が先行したという経緯を知っております。

ただ一方で、うちはですね、上峰町においては、まだ表面には表れてないけれども、可能性ということを今議員も御指摘されましたが、もちろんそれはございますので、どこまで悠長なことを言っているのかということとは分かりませんが、かといって、逆に拙速にですね、急いでいくという問題でもなかろうというふうに私は思っております。やはり社会全体の啓発と学校教育の中での教育指導とですね、やはり平行しながら、あるいはどちらかという、中身によっては社会の啓発を先行させながら、あるいは学校教育での教育指導を先行させながら、いろんなパターンがあるとは思いますが、そのあたりのバランスも考えながらですね、制服議論については進めていきたいとは思っております。

何よりも学校関係者とPTAの皆さん方ですね、現状でのお考えを私自身が把握しながら、議論のスピード等についても共有してですね、進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

とにかくこの関係について、いろいろ難しい問題もあるかもしれませんが、鋭意御努力いただいて、協議を重ねていただき、町として、学校として対応をどうするかについて十分なる協議の結果で結論を出していただきたいということをお願いいたしまして、この項についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩します。休憩。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

一般質問を再開いたします。9番寺崎太彦君よりお願いします。

○9番（寺崎太彦君）

おはようございます。9番寺崎太彦です。ただいま議長より登壇の許可が出ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項、大きな点、2点、まず1番目として、安全安心なまちづくりについて、質問要旨1として、来年度、通学路に防犯カメラが設置されるということでありますけれども、学校等にですね、公共施設に防犯カメラの設置の考えは。通学路につけるのであれば、必要性は十分考えてあるということですので、考えを聞きたいと思います。

それから、質問要旨2として町道の安全対策はと挙げておりますけれども、去年、安全対策として、標識が絵が消えて、そのまま放置されて、今もそのままであって、その管理等、全くされていなかったのは、安全対策はどのようにされているかをお聞きしたいと思います。

それから、大きな2点目として、地域振興対策についてでありますけれども、今年度、9月1日からふるさと納税の大きなルールが決まって、されましたけれども、ふるさと納税のまた新たな取り組みと、なかなか個人のふるさと納税はかなり納税額がありますけれども、企業版はかなり少ないということで、企業版ふるさと納税への取り組みはとしてお聞きして

いきたいと思います。

また、要旨2として、これも以前、一般質問をさせていただきましたけれども、なかなか前向きな回答がなくて、再度したいと思ってですね、移住・定住・三世同居等の住宅補助金創設の考えはとして挙げております。

それから、質問要旨3、総合戦略の検証と新年度の計画。今年度で総合戦略が終わるということで、お聞きしていきたいと思います。

以上、大きな点、2点です。

それから、皆さん御承知のとおり、今、全世界で新型コロナウイルスが発生して大変な時期であって、また、佐賀県も先週、患者さんが発生して、今までは何か他人事のような感じがありましたけれども、実際、佐賀県でも患者さんが出たということですね、今もう少し、行政も今しっかり、今一番忙しい時期にですね、私自身としても何らかやっていかなければいけないのかなと思って、一般質問も早く終わりたいと思いますので、執行部も的確に回答していただければ早く終わるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項1番、安全安心なまちづくりについて、質問要旨の1番、学校等、公共施設に防犯カメラの設置の考えは、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

防犯カメラの設置につきましては、防犯能力を高める一方で、プライバシーを保護する必要があるため、目的が正当であること、客観的かつ具体的な必要性があること、設置状況が妥当であること、設置及び使用による効果があること、使用方法が適当であること、以上5つの要件を満たした場合に設置が可能であると考えます。

また、公共施設は大規模交差点や大通りのように比較的匿名性が保たれやすい場所か、商店街のように財産の安全が強く考慮されるべき場所か、学校のように特殊な性格を有する場所かなど、設置対象の特性についても考慮する必要があります。そして、公共施設等は集会等にも利用される場所であり、特段の必要性や緊急性もないのに防犯カメラを使用して集会の主催者や参加者を監視するとすれば、プライバシーを侵害するおそれがあるので、そのようなおそれのある位置に防犯カメラを設置することは望ましくないと考えます。

したがって、公共施設等に設置するといいたしましても、以上5つの要件を検討し、学校等、公共施設の特性を考慮した上で設置をしていきたいと考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

いろいろ言われましたけれども、防犯カメラの必要性は必ずあると思います。犯罪を未然に防止するや、事件や事故、それから、行方不明者や不法投棄など、多岐にわたっておる中でですね、プライバシー、確かに以前はそういう声も聞きましたけれども、いろいろ話を聞

いたら、ちゃんと撮っている、ここにカメラがありますよとか事前に周知すれば、かえって安心するという声も聞きます。

そういった中で、例えば、公園や公園の駐車場とかですね、不特定多数がおられるかたについては、住民の方の意見を聞いて設置していくような感じがいいのかなと私個人は思いますけれども、確かに今、中学校の前につけてあるように、ある程度つけていったほうがいいのかなと思いますけれども、住民のコンセンサスか何か、ちょっとそれしていくとか、そういった考えはどうなんでしょう。

○総務課副課長（宗雲英則君）

先ほど申し上げましたとおり、目的が正当であること、客観的、具体的な必要性があること等、5つほど条件を挙げさせていただきましたが、それに合致すればつけないということはないと思いますし、住民様とのお話合いもできておればつけることは可能だと考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

今、小学校にボランティアでパトロールをしておりますけれども、大多数とは言いませんけれどもですね、ある人が私にボランティアでしているけれども、なかなかあれ大変なんですよねと。膝が痛くて、階段上り下りするのがどうにかならんやろうかとかですね、確かにそういった意見も私も聞いております。

今は小学校、中学校も正門ができておって、そこにですね、学校内が危険というわけでもないんですけれども、ボランティアでされておる、このような中にはそれがちょっと負担に感じる人が実際おられるわけなんですよね。だから、そこら辺を考えたら防犯カメラをつけるのも一理あるのかなと私は思いますけれども、もう一度答弁をよろしく願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

寺崎議員から小学校の防犯パトロールの件、御紹介をいただきました。現在、多くの皆様がボランティアで、午前中、また午後と防犯パトロールを回っていただいております。大変感謝をしておるところでございます。

また、議員御紹介いただきました中には、大変だと、膝に負担がくると、そういうお声もそれぞれ頂戴していることも確かでございます。本当に多くの皆様に学校を守っていただいております。地域の皆様へ御協力感謝申し上げるところでございます。

さて、学校のですね、先ほど御紹介いただきました、例えば校門であるとか、そういう目が行き届かないといえますか、防犯パトロールとまた違う、校内パトロールと違う部署についてですね、この防犯カメラの設置についてはいかがかというふうな御意見もいただいております。これにつきまして私どもも協議をいたしまして、こちらにつきましては国の学校施設環境改善交付金、こちらに児童・生徒の安全・安心を守るという項目で補

助要件項目がございます。この要件等々を加味しながら、今後こういう補助金について活用をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、多くちょっと予算もかかるところでございますので、町単独というよりも、補助金を活用しながら整備をしていければというふうに考えているところでございます。以上です。

○９番（寺崎太彦君）

非常に前向きな答弁かなと思います。

それから、関連なんですけれどもですね、自治会が防犯カメラをつけたいという、例えば、そういったことで何か助成等々はできるのか、お聞きしたいと思います。

中には、おさい銭泥棒がかなり多発するとか、そういったケースもあるのかなと思ってですね、そこら辺の自治会の助成はどうなのか、できるのか、そこら辺を教えてください。

○総務課副課長（宗雲英則君）

自治会にも補助があるのかというところでございますが、先ほど教育課長が申しました補助金の中では、自治会が設置するものも、町が補助を出したら、その補助金が、町のほうにはございますが、入るというような補助もあります。うちの町としても、今のところそのような県のやり方を倣いまして、今のところ考えているところではございます。

以上でございます。

○９番（寺崎太彦君）

確かに監視カメラではなくてですね、防犯カメラという視点で皆さんに周知してですね、防犯カメラの数や、自治会への補助もしっかりと検討してください。

これで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の２番、町道の安全対策は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

寺崎議員の質問事項１、安全安心なまちづくりについて、質問要旨２、町道の安全対策はという御質問に対しお答えいたします。

町道の安全対策については、定期的実施している道路パトロールや町民の方からの連絡、ほかに地区区長からの連絡など、補修が必要な箇所が判明した場合、まず現場確認を行い、職員で対応できるものについては早急に職員で対応し、職員で対応が困難な場合は道路維持補修等工事に対応しており、時間を要する場合があります。

なお、先ほど質問大要の中で標識、路面標示等についてということで御質疑でございましたが、路面標示につきましては、現在、舗装工事のほうをメインでやっております、それ

に合わせて施工するものは施工しており、路面標示のみについては現在のところ後回しになっている状況でございます。ただ、御指摘でございますとおり、消えかかっているところがかかりございますので、今後、対応していくように検討したいと思います。

以上で寺崎議員の質問を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

中には消えかかっている等も多々見られるのは、そこら辺もしっかりやってもらいたい。また、去年ですかね、道路標識が消えて、まだそのままになっており、どれくらい数がありますかとお尋ねしたら、それも分からないということで、全く管理できていないのかなと。また、カーブミラーもよく見ると根元が腐食して穴がほげたりしているとも多々見られますのでですね、そこら辺もしっかり確認して補修してもらえればと思います。

それから、町道の停止線、先ほど同僚議員の中でもありましたけれども、町道が重なる交差点のところはですね、個人としては必ず停止線や指導停止線があるのかなと思ったんですけれども、そこら辺の設置基準等々、その基準があるのか、そこら辺、基準がどうなっているか、ちょっと教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御質疑で停止線の設置基準はということでございますけれども、設置基準といいますか、基本的には町道の大きさによって、狭い小さいほう、幅員の狭いほうが停止するということになるんですけど、優先道路という考え方なんですけど、公安委員会と立会いをしまして、設置するかしないかも含めたところで検討していくことになります。町のほうで勝手に引くこともできませんので、そこは総務課を通じて公安委員会に連絡していただいて、その対応をしていくということになります。

先ほど御質問の中で、標識の消えかかっているということを言われてましたけれども、ちょっと私のほうで標識が消えているというのが認識ございませんので、後ほどでもいいので、お聞かせいただければと思うんですけれども、基本的に標識と路面標示というのはセットでございます。一旦停止というのは、停止の看板があれば必ず停止線が引かれます。そういったことで、どちらかが欠落していても駄目なので、そのあたりは十分管理といいますか、パトロールの中でそういったところがあれば対応しているところがございますので、欠落しているようであれば御連絡いただきたいと思います。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

すみません、私が標識が消えているのは、停止線ではなくて、スクールゾーンのところが消えてる。すみません、言葉足らずで。

先ほど説明、停止線、言われたんですけども、中には停止線、一時停止がないようなところもあるということでよろしいですか。大きさによって、町道が交差しているのであれば、

どちらが——道路の大きさにもよるという話でしたけれども、中には停止線も引かれていないようなところも実際あるということによろしいんですか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御質疑でございますが、確かに交差点で停止線が引かれてないところもございます。必ずしも引くべきものとは限ってませんので、公安委員会の判断により引くか引かないかということになります。

うちのほうで判断して引くということはないんですけれども、停止線を引けないようなところにあっては、それに代わるものとして、ドット、要するに点線みたいな停止線と思われるようなものを引いたところというのは、これまでの経緯としてございます。中には、先ほど議員がお見込みのとおり、ないところもございます。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

そしたら、ちょっと個別になるかもしれませんが、中学校の前の坂道の西側、あそこはですね、私、ずっとあるのかなと思っていたんですけれども、今回、通ってみてですね、あそこがありませんでした。あそこはある程度車道の幅もあってですね、中学校があって、社会体育館があってですね、不特定多数がかなり集まる場所であって、また、あそこが中学校の前が坂になっておって、平面なら見やすいんですけれども、一時停止がないということであれば、ちょっと危険かなと個人的にちょっと思ったんで上げたんですけれども、そこら辺、ちょっと具体的になりますけど、あそこはどうしてないのか、お答えください。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御指摘で、中学校の上のほうの三差路のところの件でございますけれども、私のほうで答弁していいかどうか、ちょっと私も悩むところでございますが、停止線の設置に関しましては総務課のほうで所掌しておりますので、総務課のほうから公安委員会への何らかの動きは過去にはあっていると思います。臆測でちょっと言ってしまうと申しわけないんですけれども。ただ、あそこに関しましては手前側、要するに先の道路のほうに幅員が広いということと——すみません、手前側も結構な幅員があるということと、あと、停止線を引くにはどうしても止まれの標示が必要なわけですね。止まれの標識をあそこに立てるとなると、道路の真ん中に1本立つような感じになると予測されますので、そういったところから設置がされなかったのかというところで、ちょっと思っております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

三好建設課長が言われたとおり、私も確かにあそこの道路の左側が駐車場になって、あそこに標識をつくるのはどうなのかなとちょっと思っていたので、そうなのかなと。しかしながらですね、停止線ではなくて指導停止線等々をつけるべきではないのかなと。皆さん、あ

そこをよく通られると思います。あそこが片方が坂になって、停止線がないので、当然、坂から上ってくる車はですね、中にはちゃんと左側に寄って止まる方もおられますけれども、中央線もないのでですね、真ん中に止められたら曲がられないから、道路の駐車場のほうから曲がられる方もあります。それから、自衛隊方向から来るときは曲がられないので、ぶつかりそうになるのを多々見かけます。

できれば指導停止線をつけたら、皆さんそこに車が止まるのでですね、事故防止にもなるのかなと思いますけれども、そういった考えはどうでしょう。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御指摘でございます。停止線を引いてはどうかということでございますが、現地を確認しながらですね、点線等で停止線に代わるものというのを設置できるようであれば、公安委員会との連絡も取りながら現地で立会いを行い、検討していきたいと思います。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

少しちょっと言い忘れたんですけど、あそこにちょうどいいところに防火水槽があって、またそういったのでつけられないのかなとも思ってますね、指導停止線やセンターライン等々を引くといいのかなとは個人的には思いますので、そこら辺の検討をお願いします。

それから、ちょっと関連なんですけれども、今、中学校の生徒がほとんど自転車通学になっております。昔までは自転車とか歩行者も何か弱者のような感じがしましたがけれども、最近は自転車や歩行者等々の事故も多発して、自転車の位置づけも軽車両ということで、かなり重たいのかなとちょっと思います。

そういった中でですね、中学校周辺に自転車レーンの創設は、そのような考えはあるのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま中学校の自転車通学に伴って、自転車レーンの創設ということで御提案いただきました。これに関しましては、中学校の周辺の道路の幅員であるとか、そういうところでいろいろと制限もございました。今後またその自転車レーンにつきましても、公安、また建設課、道路の管理者等々と協議をしながら、その可能性、どれだけの幅員が必要なのかについては勉強していきたいというふうに考えます。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

確かにあそこら辺は歩道もあまりないので、ぱっと言ってもなかなかできないのかなと。せめてですね、中学校の前の坂道にはちょっとつけられないものかなとちょっと思いまして、やはり中学校の登下校のところはですね、結構自転車も腹いっぱい広がっておりですね、教

育指導上も、何か指導レーンもつけばですね、こういった感じで自転車の通学の指導もできやすいのかなと思ひまして、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、指導等も大切かなと思ひます。そこら辺はよければお願いします。自転車の指導について。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

自転車通学の折の自転車の乗り方等々についての指導ということで御意見を賜ったと思ひます。

まず、中学校からの帰るとき、また登校するときの中学校の周辺ですね、校門の周辺については自転車を降りて押すようにということで学校のほうでは指導をされているところがございます。

また、自転車、先ほどのレーンの中で1つ御紹介をさせていただければ、三上、また郡境のほうから自転車来ましたときに、あの坂道を下ってきまして、その後、歩道がございます。歩道を渡って中学校に登校するわけですけど、その歩道のところは1つ、自転車を押して歩くレーンと、それから歩行者が歩くレーンと分けて標示をしていただきました。また、そこに先ほど御案内しましたとおり、ちょうどその前の道路が幅員が狭うございまして、歩道の幅員も取れない、さらに自転車の歩道、スペースも取れないという状況の中で、中学校としてはそこを押して登下校するようにということで指導をしていただいているところがございます。

さらに、そこから広がっても、自転車で2列で帰ったりとかですね、そういうことについて地域の方から御意見、御指導等を賜ることもございます。そういうところにつきましてもですね、中学校等と情報共有しながら、自転車の乗り方、また危険防止、そういうこともまた併せて再度情報共有していきたいというふうに考えてございます。御意見ありがとうございます。

○9番（寺崎太彦君）

道路標識のスクールゾーンが消えかかって、ちょっと言ったんですけれども、なかなか更新ができてないんですけれども、先ほど同僚議員からの話で、スクールゾーンの標識はあったんですけど、そこら辺の更新はどのようになっているのでしょうか、そこをお答えください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま寺崎議員のほうからスクールゾーンの標識の件で御紹介いただきました。さきの議会でもスクールゾーンの標識がありますということで、その標識が古くなっておりますということで御紹介をいただきました。私どももあのスクールゾーンの標識、どの時点、何年度に県のほうに相談をして立てていただいたかというのが、結果つかめておりません。ただ、場所的にはですね、先ほど御案内しました小学校のところから、ちょうど500メートル程度、手塚鉄工所から下った――すみません、下坊所から下っていった信号機のところ、西側にありましたところなどはですね、ちょうど500メートルというところで範囲を示している、そ

ここにまさしくあってございました。

ただ、逆に下津毛のほうのため池から下ってくるところに1カ所、それも道路の右側に、本来、自動車への標識なので道路の左側に設置してあるべきなのかなと推測もしますが、道路の右側に、ここがスクールゾーンだよということで標識がございました。これについてが、ちょっと何を根拠に、また誰が、どなたが提案していただいて設置したかが、結果、今つかめていないという状況にあります。

そこで、先ほども御案内しましたように、スクールゾーンの再度設定について県のほうと協議をしながら、小学校から半径500メートル、そこがおおよそというか、約500メートルなので、そこに下津毛の中学校から周辺、外記のため池から下ってくる長い町道についてもですね、そこをスクールゾーンの一部として設定するかどうかについても、今後引き続き協議しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

一時停止等々の路面のライン等々、道路標識も安全対策には十分必要かなと思いますので、管理監督をしっかりともらいたいと思います。

以上でこの項は終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の2番、地域振興対策について、質問要旨の1番、ふるさと納税の新たな取り組みと、企業版ふるさと納税への取り組みは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。寺崎議員の質問事項2、地域振興対策について、要旨の1に関して答弁をいたします。

企業版ふるさと納税に関しまして、2018年度になるんですけれども、そちらの総額なんです、こちら34億円程度で、年間5,000億円を超えます個人版ふるさと納税と比較をいたしますと、伸びが感じられないという印象でございます。

企業側からいたしますと、控除率が6割にとどまりまして、返礼品等もございません。企業メリットが小さく、関心が広がりにくいといったことが一つ要因として挙げられるのではないかと感じております。

国におきましては、2020年度からの現行の6割の控除額から9割に引き上げることとしておるようですので、状況を見守りたいというふうに考えております。

また、ふるさと納税自体の新たな取組といたしましては、11月に直営サイトのほうを立ち上げておりますので、個人版ではございますけれども、ここでの寄附件数を伸ばしていく努

力をしていきたいと考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○９番（寺崎太彦君）

個人版のふるさと納税関係ですね、今出している業者さんと先日お話ししてですね、以前はよそで出していたんですけども、今年から上峰町でとかと、ちょっと事業者さんとお話する機会があつていろいろ話しよつてですね、商品開発等ですね、デザイン等を含めて、上峰町さんは本当に親切にやってもらつて、非常に喜んでおられました。今までの地元自治体からですね、ちょっとあそこから、地元からでも出してくれとかいろいろ言われるけれどもとかですね、上峰町さんにはよくしてもらつたからとかといつて、かなり喜んでおられました。ぜひともこれから商品開発等々、そこら辺、事業者のいろいろな意見もお聞きしてですね、そこら辺もしっかりしていただいてももらいたいと思います。

また、企業版ふるさと納税、河上課長から2018年度は総額約34億円で、なかなか伸びがなくてですね、今年度からは、先ほど課長が説明したとおり、法人税減税が6割から9割と、企業にもメリットが増えるということであればですね、見守っていくのではなく、積極的に企業にPRしていったほうがいいのかなど。個人のふるさと納税はある一定のルールがかかつて、なかなか伸びは少ないのかなと思うのでですね、できれば企業版ふるさと納税をしっかり頑張つていただいたほうが——確かに企業と違ってですね、行政が新規事業とかいうと、なかなかハードルが高いのかなと思うんですけども、ふるさと納税のときも最初はなかなか腰が重かつたように感じますので、ぜひともそこを考えてほしいと思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私ども企業版ふるさと納税に関してもいろいろ検討は差し上げているところなんですけれども、実際こちらのほうがハードルが高いというふうに思っています。

というのは、まず、自社の本社が所在しております地方自治体への寄附についてはですね、まず、この企業版ふるさと納税の制度の対象にはなりません。それで、一企業におけます1事業当たりの寄附金額は100千円からという形になっております。寄附を行うこととしてですね、代償としまして、これは当然としては当然なんですけれども、経済的な利益を受けるということは禁止されております。また、地方自治体、つまり私どももですね、が国から地域再生計画の認定を受けて取り組む地方創生事業であつて、その事業に関してのみ寄附が可能ということになっておりますので、多くの制約があるというのはそういうことでございます。

で、なお、私どもが仮にやるとした場合はですね、まず、事業の企画立案自体をしまして、それで、寄附の相談依頼を各法人さんのほうに行います。で、その内容を聞いたところで、法人さんが寄附の申出という形で、その寄附の申出を受けたところで地域再生計画を作成、

そして、認定申請を行った上で、国のほうが——内閣府になりますけれども、地域再生計画の審査、そして、認定、公表、これを受けてようやく寄附の申出に至るといような事業にもなります。

ですので、そういったものを考えますと、企業さん自身がメリットを感じにくいというのはですね、企業は寄附する際に、その企業自体のよさ、こういったものの詳細が固まっていないと、申請そのものがちょっとなかなかタイミングが合わないということ、それとあと、企業の都合に合わせて申請するのが難しいというのもデメリットの一つとして挙げられている要因かというふうに考えております。

ですので、見守ってと言ったのは、そういった総体的なことも含めてですね、寄附額もそうなんですけれども、見守った上でくみしやすいというふうに私どもが考えた折にはですね、ぜひとも考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

先ほどですね、河上課長が企業版ふるさと納税がハードルが高いと言われましたけれども、例えばですね、事業も国の認可受けたものしかいけないということでしたので、例えばですね、クラウドファンディングでグループホームづくりがなかなか集まらなかった。例えば、そんなのをもう一度練り直して、そこら辺を企業版ふるさと納税でしたらどうなのかなと、ちょっと個人的には思っていたんですけれども、そこら辺、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かにいろいろ過去にG C Fで展開した事業というのもございます。G C Fのほうで功を奏して寄附が集まってですね、そこでの対応ができたというものも当然ございます。ちょっとくだんの事業につきましてはそういった面が多少あったかもしれませんが、ここにおきましても、着手するタイミングとか、あと、企業さんの予算とか、そういったものを考えましたところですね、実施のタイミングに応じてですね、例えば、2年先、3年先とか、そんなふうになってもいいということであれば、そういうことも検討できないわけではないんですけれども、そのあたりをどういった形での計画で進捗させていくか、こういったことにも応じていくべき課題ではないのかなというふうには考えております。

ですので、ひとえにちょっとこの段階で取り組む、取り組まないというのは、にわかにはちょっと回答し難いということで御理解を頂戴すればというふうに思っております。ありがとうございます。

○9番（寺崎太彦君）

なかなかハードルが高いかもしれませんがですね、ぜひとも企業版ふるさと納税、なかなか伸び悩んでおるといことなんですけれども、少し努力したらですね、そこが大きく増えるかもしれないので、ぜひともいろいろ検討や努力をしてほしいと思います。

この項はこれで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩します。休憩。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

寺崎太彦君の要旨の2番から、移住・定住・三世代同居等の住宅補助金創設の考えはということで、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項2、地域振興対策について、要旨の2に関して答弁をいたします。

創生室の所管でございます移住・定住に関しての取組に関し申し上げます。

9月定例議会におけます補正予算においても上程をさせていただいたところかというふうに思っておりますけれども、結婚新生活支援事業補助金といたしまして、平成31年1月1日以降で事業終了日までに新規に婚姻をした世帯で、夫婦がともに年齢が34歳以下かつ世帯所得が3,400千円未満である者に対して、新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、または住宅賃借費用に係る支援及び引っ越しに係る費用を助成をしております。支給額は1世帯当たり300千円を上限に、国からの2分の1補助という形で実施をしているところでございます。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうからは、寺崎議員の質問事項2、地域振興対策について、要旨2、移住・定住・三世代同居等の住宅補助金創設の考えはという質問の三世代同居の住宅補助金につきまして答弁いたします。

住民課の子育て支援といたしましては、社会的なニーズや本町の現状を考えますと、賃貸アパートの増加、住宅分譲地の開発に伴い、二世代の生活居住実態が多く見られますことから、安心して夫婦ともに働き、子育てを行える環境の整備が重要施策であると考えております。この現状に応えるべく、認定こども園の整備や病後児保育、一時預かり保育等に取り組

み、国の政策としまして、幼児教育・保育無償化が昨年10月から開始されたところでございます。

三世代同居による住宅補助金に関しましては、国の長期優良住宅化リフォーム推進事業によります三世代同居の対応工事の補助等がございます。この事業に関しましては、三世代が同居できる家の確保を目的とし、定住政策を促していくものと認識しております。

三世代同居につきましては、子育ての面から申しますと、育児中の母親の孤立防止等、メリットも多くありますが、以上のことを鑑みますと、住民課の子育て支援といたしましては、まずは冒頭にも申し上げましたとおり、核家族でも安心して子育てができる環境づくりを充実させたいと考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

以前、同様な質問をして、また上げたのはですね、最近、皆さん御承知のとおり、上峰町も宅地造成がされて、かなり家が建っておりますけれども、それが上峰町内の地域振興になっているのかなとちょっと疑問に思っておりますね、なかなかですね、上峰の業者さんもおられて、なかなか新築は、なかなか結構経済的の面もあるかもしれないけれども、これからリフォーム等々、そういうのを考えてやっていかないといけないと言われるのを聞いてからですね、なかなか町内の今新築されてあるのを見ますと町外のハウスメーカーとかされてあるからですね、今、住宅を建てるのをいろいろ見たら、かなり裾の幅が広い、かなりの業者になるからですね、そこを補助金創設してですね、町内の業者がその工事に入られたら何か幾ばくかの補助をもらえたらですね、上峰町の業者の地域振興になるのかなと常々ちょっと思っておりますね、そこを何か、今の状況を見ますと、去年の消費増税、また、昨今のコロナウイルス等、世界的に経済が下り坂といたしますか、何か不景気のほうに向かっておるんではないかと個人的に心配してですね、それに対しても先手、先手を打っていったほうがいいのかと思います、質問させているんですけれども、地域振興から見てですね、補助金創設等の考えは今のところ、さっき聞いたところはないようだったのでですね、ぜひとももう一度再考をしてもらえたらなと思いますけれども、どうでしょう、考えは。お願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

寺崎議員の地域振興の補助はというところの御質問だったかと思います。

近隣の市町のほうで調査をいたしまして、神崎市におきまして今年度より、同居や近居を10年以上継続することを条件とし、三世代同居、近居に係る住宅改修費の補助事業を開始されたところでございます。

こういったところで、担当者の方にいろいろお話もお伺いをしましてですね、上峰町のほうもこちらのほうの今後の実績としての定住人口の増につながっているのかということなどを調査を含めたところで調査研究し、判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 9 番（寺崎太彦君）

何か前向きな答弁かと思います。私も調べたら、神崎市はですね、三世代同居助成や定住促進住宅取得補助、若者応援家賃補助事業等、この辺で一番されているのかなと思います。上峰町も今現在ですね、人口も増えておるかもしれませんが、やはり今みやき町、こちら辺、全部努力しておってですね、よそよりも半歩でも一歩先に行くような制度をやってほしいと思いますので、もう一度そこを考えてやっていきたいと思います。ぜひともやってほしいと思いますので、これで私の質問、この項は終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の3番、総合戦略の検証と新年度の計画は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項2、地域振興対策について、要旨の3に関して答弁をいたします。

今年度、基礎調査を実施しております。町民向けに無作為で2,000名程度を抽出後ですね、アンケートを配布しておりまして、回収後、分析を行い、次年度策定する総合戦略、総合計画へ反映をさせていく予定でございます。

新計画の考えにつきましては、国におきましてもSDGsであったりSociety5.0、こういったものを意識したところでの策定を考えてはおりますが、総合戦略策定委員会や総合計画策定審議会におけます意見を踏まえながら検討していきたいというふうに考えています。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○ 9 番（寺崎太彦君）

今年度からですね、今、基礎調査をされておるということで、それでは、新しいのはいつ頃できて、何年計画、どういったものになるか。

それとですね、今、今月末までの総合計画のですね、まだ終わっていないので、目標達成率とかですね、そこら辺、何か終わっていないので、これから検証かもしれませんけれどもですね、そこら辺、分かれば教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

検証に関しましては3月末を予定をしているところでございます。

次年度、どういう状況でということになるんですけれども、これまで総合計画と総合戦略がちよっとずれた状態で計画をしておりまして、総合戦略自体に関しましては、8月ぐらいやったと思いますけど、策定委員会のほう、戦略委員会のほうを開催させていただきまして、ちょっと1年ほど延長をした状況、そして、総合計画につきましてはですね、1年度短縮する方向で考えております。で、そこを同じ期限内、今度は4年スパンでというふうに

考えておりますので、4年ごとに両計画が同時期に動いているという形で、機能性と実効性を併せ持った形での計画策定を考えております。で、来年度中の策定ということで両計画ともしておりますので、御承知おきいただければ幸いです。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

新しいのは来年度から4年間ということで分かりました。

それからですね、今現在の総合戦略は今月末ということでしたのでですね、一番気になるのは今現在の評価やその計画の改善ですか、そこら辺をですね、今月末をとということでしたのでですね、その評価や、そこら辺の、かなり事業が多くありましたけれども、その5年間の成果を議会のほうにお知らせできるのか、そこら辺はどうなんだろうかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ということかということなんだろうけれども、一応総合戦略につきましてはですね、令和元年度で終了する予定——本年度ですね、ですけれども、1年度延長の措置、これは国のほうにも確認しましたけれども、それを行うということになっております。ですので、議会への報告につきましては、今年度、検証するはもちろんしますけれども、1年度延長しているところもございますので、しかるべきタイミングにおいて、しかるべきときに御報告という形で考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

総合戦略はですね、これから日本の人口の急減や、また、超高齢化社会、大きく日本全体が変わろうとしていく中で、いかに各自治体がそれぞれの特徴を生かし、持続可能な社会をつくるということですのでですね、ぜひとも上峰町にとってベストな計画を立ててほしいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

5番田中静雄君、お願いします。

○5番（田中静雄君）

5番田中静雄でございます。議長より発表の機会を与えてもらいましたので、4項目について質問をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

質問事項1番ですけれども、道路の冠水対策について、質問要旨として、外記の溜池の下流一帯は毎年洪水が発生するが、何が原因だと思われますか。2番目として、今後、どのような冠水対策をする考えなのかお伺いをしたいと思います。

これは、平成28年9月16日に請願書——請願書は28年の5月17日に出しました。それで、

28年の9月16日に議会で議決されまして、私はあの外記のため池下流一帯の水の関係はかなり分かっているだろうから、あんた、田中さん、あんた紹介議員になってくれんだろうかというお声をかけてもらいまして、紹介議員の1人として質問をいたしたいと思います。

件名はですね、中学校体育館西側水路の洪水対策についてでございます。これは、今まで過去の議会でも同僚の議員から質問がありましたけれども、かなり重複しますけれども、もう一度、答弁のほうもお願いをしたいと思います。

次、質問事項の2番目として、安全・安心のまちづくりについて。この項目についても、先ほど同僚議員からの質問でかなり重複するところがあると思いますけれども、申し訳ありませんけれども、ひとつ答弁のほうもよろしく願いいたします。

今、国内のあらゆるところで犯罪が発生し、犯人逮捕に向けて防犯カメラが動かぬ証拠として大きな力を発揮しているところでございます。我が上峰町も安心・安全なまちづくりに向けて取り組んでもらえたらと自分では思っております。

そこで、質問要旨の1として、町内主要箇所、学校、役場、おたっしや館、中心市街地などの人が集まる場所に防犯カメラの設置の考えはどうかということでございます。

次、2番目として、防犯カメラの設置者への補助金支給の考えはどうか、お伺いをいたします。

次に、質問事項3番目、上峰町のイメージソング「このまちで」の活用についてでございます。

イメージソング「このまちで」、立派なイメージソングが出来上がりました。この質問要旨として、1番目として、イメージソング「このまちで」の町民の評判はどうでしょうかということでございます。

それと、質問事項の2番目として、イメージソングの今後の活用についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

質問事項4番目のスポーツ振興についてでございます。質問要旨1として、佐賀国民スポーツ大会に向けて町内での競技誘致は考えているのか、お伺いをいたします。

2番目として、中央公園、観客席の整備についてどう考えておられるのか、これも過去の議会では同僚議員からの質問がありました。その後、どのように検討されているのか、それで、観客席の整備についてどういうふうにしてやっていきたいと思っておられるのか質問をいたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、道路の冠水対策について、質問要旨の1番、外記の溜池の下流一帯は毎年洪水が発生するが、何が原因と思うか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうからは、田中議員の質問事項1、道路の冠水対策について、質問要旨1、外記の

溜池の下流一帯は毎年洪水が発生するが、何が原因と思うかという御質問に対しお答えいたします。

冠水原因につきましては、地形や気象状況、排水施設の構造や排水能力など、様々な要因が相重なって発生しているものと考えております。外記ため池下流一帯の冠水でございますが、根本的な原因として挙げるのであれば、今まで想定されなかった雨の降り方であり、短時間に集中して排水能力を上回る雨が降ることで発生していると考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

先ほどの建設課長さんからの答弁は、昨年もそういう答弁だったと私は思いますけれども、この外記の堤の下流周辺の大水、これはいろんな天災の部分が温暖化によっていろんな気候が変化して集中して雨が降ってきている、その原因だと思いますけれども、もう一つ、産業課長にお伺いしました。産業課長として、何が原因だと思いますか、お伺いをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんこんにちは。外記のため池におけます洪水の発生でございますが、農業用に使われておりますところで、ため池の整備等につきましては、かなり前のところにやっているかと思えます。経年的に土がたまっているというふうなところも見受けられますが、原因としては、やはりこの頃の雨が異様に降りますというふうなところ、気候の異常化によりますところが含まれるかなというふうなところでございます。

総合的な要因というふうなところで考えるとところしかございまして、る要因が重なって、ああいうふうな状況になっているかというふうに判断するところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

お二人の課長さんからの答弁でございました。ごもっともなお話だと私は思っております。しかし、私はそればかりではないんじゃないかと思えます。要は、外記のため池周辺、その上のほうのいろんな開発によってストレートに水が、大雨がたまり、一気に流れ込む、私は天災ばかりではないと思っています。私は人災がかなりのウェートを占めているのではないだろうかと、自分は思っていますけれども、その辺のお考えはございませんか。お二人の課長さんに、先ほどの建設課長と産業課長にお伺いをいたします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま田中議員からの御指摘でございます。外記ため池上流域の開発が原因ではないかということに関しての答弁でございます。

確かに外記ため池周辺開発進んでおります。以前から比べると、確かに雨が降った後の池に達するまでの時間というのは、早くなっているのは現実的にそうでございます。しかしながら、その雨の降る量というのもかなり違ってきておりまして、その降った量が到達する時

間も早くなっていると、そういった様々な原因が相重なって今の状態になっているということで、私のほうでは認識しております。

以上でございます。

○副町長（森 悟君）

議員のほうの御質問、両課長にということでございまして、先ほど建設課長のほうはお答えしたとおりでございますが、質問の趣旨がため池上流の開発等による排水面積及びその量の増加ということに関します質問でございましたから、これはむしろ建設課関連と思ひまして、私が先ほど手を上げさせてもらいました。

で、先ほどそれこそため池上流につきましては、開発区域、それぞれ多くなっております。で、それに伴うエリアの増大、排水面積と申しますけれども、その増大ということは確かにございます。しかし、建設するときにおきましては、それぞれの開発基準というものがございまして、それを開発者におきましては守って、そして、それぞれの首長、そして、知事、もともとは知事への提出でございますので、そちらに提出して許可になって開発しているものでございます。

ですから、大きな開発面積であれば、そこに貯留能力を持つため池等の機能を、その開発エリアの中で持つということも条件になってございます。いつときに下に流さないような条件が付されてございます。そういうこともありまして、全部が全部開発した分が流れてくるというものではございませんが、原因と申しますのは、一番大きくはゲリラ豪雨という、ここ、先ほど私が午前中答弁いたしましたように、50年間でもないような大きな雨が降ってございます。そうしたことによって、全国それぞれ、もう構造的にはかなり厳しい面が、土木構造的にそれを全部が全部許容するようなことは、国土交通省でも考えられない。むしろ、ソフト的になにかできないものかというのが、最近の考え方の主流でございます。

佐賀県におきましては、クリーク等、それから、ため池等を造ることによって、そして、その貯留能力をもっと増すような計画を、今やっとされている状況でございます。今回、まさにこの後、議員御質問の分もございまして、外記のため池につきましては、ピンポイントで何らかの貯留能力、そして、その機能をもっと発揮できるようなものを考えていこうというのは、午前中にも建設課長のほうからも答弁いたしましたとおりでございますので、今後はそのようなものを中心として、そして、下流域にいつときに流れないようなことも方策として考えていくべきでございますし、それから、下流の排水路につきましては、やっぱりそこに農業者等が用水としてもまだまだお使いでございますので、そこに堰上げしたものが一時的にたまっていたとか、だから、それは上げ忘れたことによる洪水等も、よその地域では、この町とは申しませんが、よく見受けられます。だから、そういったものをしっかり維持管理も行いながらですね、ハード、ソフト両面、対応することが肝要かなと私なりに感じているところでございます。

以上でございます。

○産業課長（日高泰明君）

産業課長として、外記のため池の工事の状況につきまして、上方での開発が要因かというふうなところの答弁をさせていただきます。

建設課長と同様の答弁となりますが、やはり総合的な要因ということで、異常気象によるところも多いということで考えるところでございます。

また、しゅんせつ等もされておるところによりますと、かなり年数が経過しておることでございますし、また、周囲からの水の流れ込みにつきましても、状況的なところの把握的はなかなか難しいところもございますが、多くなっているのではないかとということも勘案されます。

そういったことによりまして、やはり産業の開発的なところを含めまして、この農業用のため池の使用につきましては、地域の方の状況等も把握しまして、今後、情報収集に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

洪水の原因は何だと思えますかということで質問したのは、お互いに認識が違っていたら話になりませんので、確認をするために質問をいたしました。副町長からもいろんな答弁をいただいて本当にありがとうございました。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

質問要旨の2番、今後どのような冠水対策をする考えなのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

田中議員の質問事項1、道路の冠水対策について、質問要旨2についてお答えいたします。

下流域の冠水対策ということでございますので、まずは外記のため池を調整池として利用する方法を検討したいと考えており、そのために必要な調査を実施し、有効な方法を検討、実施していきたいと考えているところでございます。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

外記のため池の下流の道路冠水のことについては、私は区長のときから、区長時代のときから行政の方々に何とかしてもらえんだろうかということで言っておりました。まだまだどうしようという結論には達していないようでございます。これから有効な方法を考えてやっていきたいということ、それはごもっともなことだと思いますけれども、もうにや解決してもらいたいなと自分でも思っています。

それで、あの下流を町民プールの東側ですかね、田んぼ側ののり面、あの辺を幾らか高く

してもらったんですけれども、あれはあれでかなりの効果があるんだと思います。しかし、私ごとになりますけれども、昔はなかったんです、洪水はね。だけど、今、気象の変動でこういうことがなっているものと、私は人的な災害もかなり含んでいると自分では認識していますので言いますけれども、あそこは、毎年、今は洪水が発生するんですね。去年は2回ありました。

そこで、去年の何月でしたかね、切通川が決壊したときのことでございますけれども、あの下流のほうはかなり宅地化されて住宅も建っております。それと、三樹病院の北側にも住宅がありますけれども、あの辺も住民の方々も冷や冷やなんですね。毎年こんな目に遭うんやったら、何とかしてもらわないかんという住民のお声でございます。3年に1回あります。もう何とかしてもらわないかんけれども、今年の2月に地区の方々に相談をされたと、先ほどの同僚の答弁のときにありましたけれども、そのやる方法というのは、解決する方法としてはため池の堤防に水門を設けてはどうかというお考えのようですけれども、それで間違いないでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ため池の洪水調整機能強化対策の手引といいまして、国の方で定められた手引によりますと、先ほど副町長のほうでソフト、ハード両面でやっていくことが肝要だというお話を差し上げましたが、降雨前のソフト面といいますか、降雨前の事前放流による低水管理、これがまず一つ、重要なことだということでございます。

また、期別ごとの低水管理、この2つが、まず重要だとされております。

先ほど降雨前の事前放流というのは、即時的な対応でありますので、これをもう習慣化していくためには、一村会との協議が欠かせないというふうに思っております。期別ごとに対応する場合は、非かんがい期には常時完全落水する、あるいは低水位で管理するということだとか、かんがい期は必要水量から期別の水位設定を行い、空き容量を確保しておくとかいうことが求められるようであります。

また、もちろん堤体を高くして貯水量を大きくするという考え方で、ため池の改修を行うということはある得ますが、同時に越流水深が多くなるため池においては、一時的な貯留量が大きくなるということの一方で、災害リスクも高まるわけでありますので、この点を専門家のほうで設計等を行っていただくという流れで、ため池については考えていかなきゃいけないと思います。

あと、簡易的なハード対策というのもし示されております。堤体と、一番下の部分に洪水吐スリットと言われる切りふきというんですかね、切り抜きというんでしょうか、ああいうものをがっつと設けることで非常に出水の管理をしやすくすることだとか、その切り抜き部分だけの貯水量も確保できるということで手引には書いておりますので、これらの手引を参照しながら、様々な課題があると思いますけれども、地元の管理者と、また、庁内の関係

課と連携しながら県と協議し、あるいは土改連と協議していくということになっていこうかと思います。

○5番（田中静雄君）

いろんな方法を考えて、これから対処していきたいということだろうと思います。

毎年あそこは洪水が発生しますが、昨年の洪水のことを話してみますと、あそこの住宅地の中学校の東側の道路、役場のほうに向かっていく道路、あそこでは軽トラックが田んぼに傾いたことがありますね。もうちょっとで重大災害が発生するところでした。たまたま私があそこに田んぼがありますけれども、大雨が降る前に道路ののり面を草刈りをしたんです。草刈りをしたら、伸びたやつを草刈ったもんだから、どこが道路か、どこが田んぼか分からんようになってしまったんですね。そういう関係もあったかもしれませんが、あそこに半分ひっくり返って——ひっくり返りはしません、45度ぐらい傾いたんです。だから、こういうことも発生しますから、これからはまたあるかも分からん。ぜひやってもらいたい、早急に問題を解決してもらいたいと要望をしておきます。

それと、昨年のはあの一帯は減反です。今、3年に1回の減反政策で減反をやります。昨年はあの一帯は大豆を作ったんですね。大豆というのは、水を非常に嫌います。そこで、大水で流されて、流されるぐらいやったら、私は3年に1回ですから、別に大した収穫なくてもいいと諦めておりますけれども、やはり大豆じゃなくて草ばかり生えてくるんですね。ということは、非常に格好が悪い。何しよるんじゃろかということで笑われますので、5日間かけて私は移植をしました。大豆は移植するものではありませんけれども、それも十分承知の上で移植しました。移植したら、その後、8月ぐらいでしたかね、また大水でやられた。昨年の大豆の収穫量、とてもじゃないけど言えないような、恥ずかしくて言えないような収穫だったと思います。私は、よしよし、これで成長していくんだと喜んでおりましたけれども、いざ刈取りの時期になると、水害の影響もかなりあったと思います。ちょうど花芽が咲く時分に水害に遭いまして、実がなっていないんですね。のきはあるけど、実がなっていない。そういう状態で私は収穫しませんでした。収穫せずにトラクターでひっくり返しました。もうどうしようもなかですもんね。もう借り賃もないんです。そういう状態が、私だけじゃなくて、あの辺の周辺の田んぼの方々は大変な被害といいますかね、負われたと思います。

そこで、この冠水対策については、いつも説明的なことで建設課長さんの答弁がありますが、今まで産業課長さんからの答弁が聞いたことがありませんでした。今日初めてありましたけれども、産業課としても、建設課ともよく相談して、よりよい方向でいち早く問題解決をしてもらいたいと思いますけれども。

それと、昨年の切通川が氾濫したときに、あの外記のため池から流れてくる下津毛地区の竹林の西側、水路があります。あれがちょうど東のほうに流れるんですね。あれも満水です。

満水状態です。だから、切通川が氾濫した関係もあると思いますけれども、下津毛の信号機のあっちのほうからこっちのほうに水が入り込んできて、あの辺はもう満水です。ということで、いろんな水門を設けることもあると思いますけれども、水門のことについては、かなり慎重といいますかね、いろいろ調査をしてやってもらいたい。そのいろんな角度から検討してやっていくということですが、その下流の排水路の拡幅とか、そういうやつもやられる予定はないと思いますけど、検討課題の中に入ってくるのでしょうか、どうでしょうか。

下流の水路の拡幅ですね、かなり狭いです。あそこの外記のため池、のこしの部分は約4メートルございます。4メートルは越していないと思います。4メートル近くあります。あそこの水がのこしから流れてくるんですけれども、あそこの水の高さが約1メートル近くあります。その水が一気に流れるんですから、とてもたまったもんじゃないですね。ということになると、下流の排水路の拡幅も検討課題の中に入るのでしょうか、どうでしょうか、お伺いをいたします。

○副町長（森 悟君）

今、議員御質問の下流部の件でございます。

まず、先ほど貯水、治水イコール治水でございますけれども、そういった考え方について、町長もほかの基準を基に、手引を基に申し上げたところでございますし、それが今回、まさに今の御質問の内容に非常に深く共通しているかなと思ひまして、私が手を上げさせていただきました。

既に今、外記のため池というのは機能を果たしておりますし、先ほど言いました利水の目的で水利団体、すなわち区の代表者の方たちが管理なさっております。大きく3区でございますが、そして、上流は1区、ここはもう排水だけの区でございます。そういった中で、日々管理をされてございます。

で、今回、町のほうにおきましても、今後、先ほど機能強化というものも視野に入れているというお話を差し上げました。その内容につきましては、今からどのような方法がいいのかなということを検討することになります。水門等の話も出ましたが、そこも今からどのようなものを造ったほうが一番効果があるかということでございます。もちろん下流域に影響を最小限にとどめるような上流のダムの機能、これが最大の目的でございますので、そこを今、ためてある貯水量を未然に災害を防ぐためにどのくらいに低く管理するか、低水位管理と申しますけれども、低く管理するかというところがポイントになろうかと思います。からからだったら、実際にそれが洪水が空振りに終わることもございます。そうした場合には、下流の農業者たちにとっては水がめでございますので、すぐにでも欲しいというようなことになります。そうしたときに、どのようにして、じゃ、補完をするかというところまで考える必要がございますので、まずは事前にどのくらい水を低く抑えるかというところが、ソフ

トのことで一番大切でございますし、それから、そこを補完するために、今度は水を補う、補水すること、これもしっかり視野に入れながら考える必要がございます。

先ほどの堤防の機能強化、ため池の機能強化としては、ハードの面で水門とか水量調節、そして、今ある少ししか流せない、事前の放流がもう議員御存じのとおり、少ししか流せませんので、それを少しでも短時間で流せるようなシステムづくり、こういったものもハードとしてする必要がございますので、そこはハード、ソフト両面で、まずは上流のため池機能をしっかり機能強化、そして、ソフト的に対応できるように、地区の方々、水利権をお持ちの団体との打合せも密にしながら行っていく必要があろうかと思えます。

だから、それが整った後のハードの着手になりますので、そこはしっかり町として対応してまいりたいと思います。そしてまた、下流につきましては、その結果を見ながら逐次検討していくことになろうかと思えます。せっかくこれだけ上の方を整備して行くことでございますので、まずはそちらのほうから先決かなというふうに考えているところでございます。

○5番（田中静雄君）

ソフト面、ハード面、いろんなことを考えて、これからやっていきたいということで、ありがたく思っております。ありがたいんですけども、いつ頃というわけにはいかないと思います。あと数年はかかるだろうと思っております。

昨年の例をいいますと、あの下流一帯は大豆でしたけれども、大豆でほとんど水を使わないんですね。あそこは以前、水路を流して、昔は水路から流れよった。それで、今はパイプで流れております。それで、そのパイプもサイフォン式で吸い上げて流れるようになっていましたけれども、なかなか使用勝手が悪くて、今、ポンプを動かして各田んぼに給水をしている状態でございますけれども、あの辺一帯は大豆ですから、水はほとんど要らないんですね。ところが、そのシーズンになると、あそこは満杯の状態なんです。満杯の状態でした。水位調整なんか全くやられていなかった。だから、これからもう既に今年もまた大雨が来ると思いますけれども、あの辺一帯は、今年は減反ではありません。モチです。モチを作付いたします。だから、稲の場合は少々水が来ても問題ないと思いますけれども、これから問題解決するためには、数年かかると思います。今からやっても数年かかると思います。

だから、もし、減反する場合にあその水位調整をどうやってやるのか、誰がやるのか、今までの外記のため池の水位は必要ないんです。最小限の水量でいいはずなんです。その辺も一村会の方々とよく相談をして、特に減反のときが来たら、3年に1回来ますから、水位調整をどうやっていくのか、話合い、検討をしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま田中議員からの御指摘でございます。

地区の区長さんと――地区の区長さんといいますか、すみません、水利権の関係のある区

長さんたちとお話をさせていただいたときに、議員御指摘のとおりのお話をされた区長さんもおられました。減反のときに試しに全部落としてみればいいじゃないかと言われる方もおられましたし、そういった御意見もいただいておりますので、その時期的なものを勘案しながら、そういった調査の意味でのそういった減水、もしくは低水管理、そういったものを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、安全・安心の町づくりについて、質問要旨の1番、町内主要箇所、学校、役場、おたっしや館、中心市街地などの人が集まる場所に防犯カメラの設置の考えは、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

防犯カメラの設置につきましては、防犯能力を高める一方で、プライバシーを保護する必要があるため、目的が正当であること、客観的かつ具体的な必要性があること、設置状況が妥当であること、設置及び使用による効果があること、使用方法が適当であること、以上5つの要件を満たした場合に設置が可能であると考えます。

また、公共施設は大規模交差点や大通りのように比較的匿名性が保たれやすい場所か、商店街のように財産の安全が強く考慮されるべき場所か、学校のように特殊な性格を有する場所かなど、設置対象の特性についても考慮する必要があります。

そして、公共施設等は集会等にも利用される場所であり、特段の必要性や緊急性もないのに防犯カメラを使用して集会の主催者や参加者を監視するとなれば、プライバシーを侵害するおそれがあるので、そのようなおそれのある道に防犯カメラを設置することは望ましくないと考えます。

以上、5つの要件を検討し、町内主要箇所、学校、役場、おたっしや館、中心市街地などの人が集まる場所の特性を考慮した上で設置をしていきたいと考えております。

以上、田中議員の質問、答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

この項目については、同僚議員からの質問もございましたので、あんまり重複は避けたいと思いますけれども、先ほど総務課長さんのほうから設置するに当たってのいろんな条件が言われました。中でもプライバシーの侵害になるようなところでは望ましくないとかね、こ

と言われました。しかし、目的が明確であること、また、プライバシーの侵害がない場合などはその限りではないと私は思っておりますけれども、創生室長にお伺いをいたします。

中心市街地、これは不特定多数の方々が、完成した後ですね、来られると思います。交流人口を増やすということが目的でございます。誰が来るかも分からんですね。いろんな、そこでいろんな事件があったんでは、後手後手に回ってきますので、この中心市街地の開発のときの防犯カメラの設置は考えておられるのかどうかお伺いをいたします。創生室長お願いします。今、総務課長のほうからは、その辺も考えているということでしたけれども、創生室長としてどうですかということです。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

中心市街地が実際事業をするときにどうするかということだと思いますけれども、実際、その開発をして、中に事業を展開されるのは私どもではなく、請け負ったSPCとか、そういった事業者さんがされることになりますので、そのところまで、私どものほうで条件をつけることは現段階では考えてございません。あくまでも事業者の提案と事業者がどうつけるかということになりますので、彼らの判断によるものかというふうに考えております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

私どもとしては考えておりませんと、あくまでも事業者さんのほうだということでしたけれども、分かりました。今、上峰町に防犯カメラというのは、教育委員会のほうにお伺いしますけれども、中学校にありますね。中学校の防犯カメラというのは、今もう数年たちますけれども、どのような活用をされているのか、お伺いをいたします。

○生涯学習課長（小川成弘君）

皆さんこんにちは。現在、体育施設につきましては、武道館出入りに1基、防犯カメラを設置しているところでございます。

このカメラにつきましては、出入り口のほう、中学校のほうを向けておるところでございますが、町、自動販売機会社のほうと協力の上で1基設置しておりまして、町の安全・安心のまちづくりのために防犯カメラを設置の上、1週間から2週間ほど映像を保存することができる機能になっているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

中学校のちょうど正門ぐらいですね、あの辺を設置のときには照らして見えるようになっていたと思います。それは多分中学校とか、もう一つ、教育委員会もありましたかね、ちょっと定かじゃありませんけれども、パソコンで見れるようになっていたと思います。だから、あれは防犯カメラというより、どうですかね、監視カメラ的なにおいがするんだろうと思いますけれども、どうでしょうかね。

実は私は、ここで言ってもいいんですけども、私のうちにも屋敷の中には防犯カメラがあります。カメラを方角を変えて3か所設置しています。だから、これはプライバシーの問題もありますから、その住民の要望で私はつけたんです。プライバシーの問題もありますから、公にあんまり——あんまりというより人に知られてもらっては困るんですけども、これは、その防犯カメラというのは、いろんな性能がございまして、多分3日か4日ぐらいだと思います。それを過ぎると消えて——消えるというかね、順次再生していくという格好になりますけれども、これを、いざ本当にその防犯カメラを活用するということのときは、警察の方々の立会いの下で開くんです。勝手に見ることはできません。私も見たことないです。何か犯罪があったときに、何かいたずらがあったときに、警察の立会いで見れることができるんです。

ですから、日頃からそのプライバシーのことでどうのこうのという、映して、誰が通った、誰が来たとかね、そういう監視をしているわけではありません。だから、プライバシーのことは、もう問題外、問題にならないと私は思っておりますけれども、いろんな防犯カメラがございまして、性能がそれぞれ違ってありますけれども、警察の立会いの下で何か事件があったときにそれを見る、何もプライバシーに影響はないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

警察立会いの下に見るのにはプライバシーの問題はないとおっしゃられておりますが、実際、いろんな方の顔や容姿が映っておりますので、一概にそうも言えないではないかなとは思っております。つけていけないことはないとは思いますが、そのプライバシーの侵害というか、プライバシーに関しては重々守るべきだと思っております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

プライバシーのことは、それぞれの個人の考え方、いろんな考え方があると思いますので、この件に関しては、これ以上質問しても無駄だと私は思っていますので、次に進んでもらいたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、防犯カメラ設置者への補助金支給の考えは、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

防犯カメラ設置者について、町が直接設置する場合は、町が設置者となります。自治会や事業者が設置する場合は、自治会や事業者が設置者となります。以降、防犯カメラの設置者を自治会や事業者と定義し自治会等といたします。自治会等が設置する場合の補助金支給について、補助率については対象経費の3分の1から3分の2以内とし、防犯カメラ1台当た

り100千円から200千円を上限とすることを考えております。

なお、自治会等が設置する場合は、各要件を検討し、設置場所の特性を考慮した上で、設置場所の地区住民の同意が必要と考えます。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

防犯カメラを設置する場合には、地域住民の了解が必要だということを言われましたけれども、実際に地区住民の方々の了解を得てつけておられるのかどうか、私は定かではありませんけれども、各家庭で防犯カメラをつけておられる方がおられます。何か所かずっとあります。特に高齢者の独り住まいの方々、これらの方、独り住まいをして非常に不安だという方々、夜も枕を高くして眠れないという方々、昨日まで自分の家のところに、ここにある物が朝起きてみたらこっちのほうに移動していると。本当に人が来て動かしたのかどうかというのも定かではありませんけれども、そういうことがあった、あるということは、誰か来ているんだということで、恐ろしくて眠れないと、そういう方々は何軒か防犯カメラをつけておられる方がおられます。防犯カメラじゃなくて、監視カメラかも分かりません。実際見たら、こう見えますからね。

だから、そういう、これからますます上峰町も人口が増える方向に行政としてもいろんな取組をなされて増えると思います。それと同時に、お年寄りの方も増えていくと思います。その人たちの安心・安全を確保するためには、どうしても100千円から200千円のお金がかかります。監視カメラだったらもうちょっと安いかもしれませんけれども、かかりますから、その幾らかでも本当は補助をしてもらいたいと、何とかできないだろうかと思いたすけれども、お年寄りの方々のことも考えて、ぜひとも何とか御検討してもらいたいと思いたすけれども、検討する余地はありますか、お伺いをいたします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

個人のお宅にも防犯カメラの設置の補助をということでございますが、今現在考えておるところでは、個人で防犯カメラを設置する場合の補助については、考えてはいないところでございます。

また、県のほうの補助のほうでも、個人様については、補助はしておりません。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

この防犯カメラのことについては、個人だけじゃなくて、例えば、1つのこの地域で自治会で何とか考えてやろうというときには、補助とかそういうことも考えられないのかどうか、そういうことが今あるわけではありませんけれども、これから数年後にはそういうことも考えてもいいんじゃないかなと自分で思っています。

だから、非常に難しいと思いますけれども、プライバシーのことで難しいと思いたすけれ

ども、安心・安全なまちづくりのために、何とか行政のほうからも力を貸してやってもらいたいと思います。

以上、私の要望で、次に進んでもらいたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、上峰町のイメージソング「このまちで」の活用について、質問要旨の1番、イメージソング「このまちで」の評判はどうか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項3、上峰町のイメージソング「このまちで」の活用について、要旨1に関して答弁をいたします。

昨年度、町内の楽曲制作者にイメージソングを制作していただきまして、町制30周年記念行事でお披露目を行いました。その後、楽曲の音源提供を求める方が数名おられ、提供を行っていましたが、本年度、町内の女性アンサンブルが楽曲制作者同意の下、小、中学校の児童・生徒が歌唱演奏できるように編曲をいたしまして、コーラス用及び伴奏用の楽譜を提供する取組もなされ、制作したCDを配布するなどいたしました。そういった取組がメディアでも取り上げられまして、徐々に知名度が増しているように感じております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

このイメージソング、私も時々聴きます。非常にずっと聴いていると、立派なメロディーなんですね。だけでも、CDを頂いて、車に乗るとCDがかかるようになる関係で、ちょいちょい鳴らしておりますと、ある程度は自然に覚えられますけれども、ざっくりばらんな話をしますと、私は演歌だったらすぐ覚えるんだけど、こういう歌はなかなか覚えんですね。なかなかなじめないところがあります。だから、町民の方々はどう思っておられるか知らんけれども、聴いたことはあるけれども、知らないという人がほとんどじゃないかなと自分では思います。ということは、私の判断では、まだまだ町民には浸透してっていないと思っています。中に埋もれてしまっているんじゃないかなと、これをこのまま放っておくと、ますます忘れられた存在になっていくと私は思いますので、ということをおっしゃいます。

だから、これからやっていくということなんですから、これはこれでいいんですけれども、次、活用方法についてこれから質問をいたします。この項についての質問はこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、イメージソングの今後の活用はどのように考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項3、上峰町のイメージソング「このまちで」の活用について、要旨2に関して答弁をいたします。

今後の取組なんですけれども、まず、ちょっと次年度の当初予算で庁舎、町民センター等におけます固定電話応答時の保留音として採用しまして、音源基盤を変更するように計画しております。それにより、イメージソングとして多くの人々の耳に触れることによりまして、一層浸透していくよう期待をしているところです。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

このイメージソングについては、さきに町民センターで県民文化フォーラムがありました。そのときに中学校の吹奏楽部の方が「このまちで」を1曲目に演奏されたんですね。私はそのとき、日頃聴いていますから、もうイントロを聴いただけで、あ、この歌だということが分かった、イメージソングということ。ところが、「このまちで」というのがなかなか出てこなかった経緯がありますけれども、そういうことで、さっきも言いましたけれども、ちょっと若向き、演歌と違って若向きの歌ですから、ちょっと覚えにくいですね、年寄りでは。

それで、CDをもらったんですけれども、音符がついていないんですね、文句だけで、歌詞だけで。だから、細かいところの上げ下げというのは、もうよっぽど何回も聴かんことには覚えられないということでもあります。それで、その楽譜のことは、またお願いしたらもらえるかなと、頂けるかなと思っていますけれども、そういう町民に深く浸透していくためには、覚えやすいような方策も考えてもらいたいと思います。例えば、広報でもいいですから、広報1ページに「このまちで」の楽譜をずっと書いて、覚えてくださいということで紹介してもいいし、たっぷりやってもらいたいと思います。

それで、私のほうからの提案ですけれども、このイメージソング「このまちで」を、例えば、体育大会の行進曲にするとかね、いろんなテンポを変えるとか、勝手に変えるわけにはいきませんが、了解を取ってテンポを変えて、体育大会の行進曲にするとか、それとか、町民の方々に親しんでもらえるように、ただ歌うだけじゃなくて、これをリズムダンス的に振り付けをして、そして、踊ってもらう。転倒防止でもいろいろやられていると思いますが、この曲に合わせて振り付けを作って、それで運動してもらう。それで、上峰町の町民に深く隅々まで浸透していくような方策を、創生室長だけでなく、行政の方々に一斉になって考えてもらいたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○生涯学習課長（小川成弘君）

ただいま田中議員のほうから、体育大会の行進曲等にも使えないかということで御提案いただいたことですので、このことにつきましては、本年度の体育大会の折の事前の

準備実行委員会等々のほうで協議をさせていただきまして、御意見を参考にしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、スポーツ振興について、質問要旨の1番、佐賀国民スポーツ大会に向けて町内での競技誘致は考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

田中議員の質問事項4、スポーツ振興について、質問要旨1、佐賀国民スポーツ大会に向けて町内での競技誘致は考えているのかという御質問でございます。答弁いたします。

国民スポーツ大会の競技誘致につきましては、開催県である佐賀県の国民スポーツ大会佐賀県準備委員会常任委員会におきまして、各市町の開催会場の内定を行っています。本町におきましては、中央公園多目的広場グラウンドを大会会場とする少年男子ソフトボールが平成29年12月22日、内定しています。少年男子ソフトボールにつきましては、みやき町三根運動場を大会会場とする、みやき町との2町共同開催の予定となっています。

なお、国民スポーツ大会の終了後に、全国障害者スポーツ大会が開催される予定であり、本町におきましては、同じく中央公園多目的広場グラウンドを大会会場とする知的障害者のある選手が出場できるフットベースボールが平成30年12月20日、内定しています。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

中央公園の町民グラウンドにソフトボールの会場に予定されているというお話だったと思いますけれども、それは非常にいいことですね。これ、ふるさと納税じゃないですけども、全国に上峰町を知ってもらうためには、非常にアピールする場として非常に大切なことだと思います。しっかり頑張ってもらいたいし、失敗のないように、ひとつよろしく願いをいたします。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、中央公園、観客席の整備はどうか、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

田中議員の質問事項4、スポーツ振興について、質問要旨2、中央公園、観客席の整備はどうかという御質問でございます。答弁いたします。

中央公園多目的グラウンドにつきましては、野球やサッカー等のスポーツとしての使用目的のみではなく、町民の皆さんがレクリエーションや交流の場として様々な用途で利用していただける施設であります。

また、野球やソフトボール等ではサッカーのゴール器具をグラウンド上から周囲の芝生の場所に移動させ、安全を確保しながら使用しています。

中央公園多目的広場におきましては、平成30年度までにグラウンド周囲の芝生の場所に8か所の日よけベンチを設置しておりました。令和元年度におきまして、野球のピッチャーマウンドを備えている北側グラウンドの1塁側及び3塁側の既存の日よけベンチに隣接して、それぞれ1か所ずつ増設し、全体で10か所の日よけベンチを設置しています。

観客席の整備につきましては、令和5年、国民スポーツ大会のソフトボール競技が開催予定ですので、その際には、グラウンド周囲に仮設で観客席を設置することを検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

中央グラウンドの野球とかソフトボールとかいろいろするところです。その観客席も国民スポーツ大会に向けて整備をしていくという答弁でございました。そう言われると、これ以上質問はできません。やめますけれども、どれくらいの規模なのかね、屋根がついているのか、ただ階段だけなのか、その辺をちょっと1点はお伺いをいたします。

そして、隣の町も立派な、どれくらいの規模か私は分かりませんが、かなり大きな規模の体育館が建設されております。これは国民スポーツ大会に多分間に合うだろうと思います。それを目標にどうやら進めておられるようでございます。だから、そこまではきれいにする必要はないと思いますけれども、まあ、よその——よそと言うたらおかしいね、他の市町村にも負けないように、1つぐらいは観客席があったグラウンドが上峰町にあってもいいんじゃないかという思いから、この質問をいたしましたけれども、何千人収容とか、そういうことを聞くのもちょっと無駄だと思いますけれども、要は恥ずかしくないような設備をお願いいたしまして、この項目については質問を打ち切ります。何か答弁があったらお願いいたします。

○生涯学習課長（小川成弘君）

田中議員の質問事項の中央公園観客席の整備でございますが、私が先ほど申し上げました観客席の整備につきましては、令和5年に国民スポーツ大会のソフトボール競技が開催予定でございます。その折の、開催の折の国民スポーツ大会の折のソフトボール競技のときに、仮設で観客席の設置については検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

私、質問終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時50分まで休憩。休憩。

午後2時34分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

3番原直弘君からよろしくお願いします。

○3番（原 直弘君）

皆さんこんにちは。3番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

質問事項は大きく分けて4点でございます。

まず1点目は、空き家対策について質問を上げております。

本町の空き家対策については、昨年3月に空家等対策計画を策定され、これから計画に基づいた対策を進めていかれるものと思いますが、この計画における空き家の実態調査は2年前に行われたものであるため、現在の空き家の状況としては空き家の件数は増え、また老朽化の程度も進んでいるものと思われます。地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしかねない空き家について早急な対策の実施が求められることから、空き家に対する取組の進捗をお伺いしたいと思います。

2点目は、高齢者支援について質問を上げております。

近年、高齢者の交通事故が社会問題化していることや免許更新時の認知機能検査の強化などにより、免許証の返納者は年々増えてはいるもの、75歳以上の返納率は約5%と大変低い率となっています。また、75歳以上の運転者による死亡事故の比率は増加傾向にあり、総合的な高齢者に対する交通安全対策が喫緊の課題となっている状況ではありますが、高齢者に伴う様々な課題の解決には決定的な手段がないのが現状であります。

今回の質問は、高齢者ドライバーによる事故を未然に防ぐための手段の一つである運転免許証の返納に対する支援策を主眼に置いてお尋ねしたいと思います。

3点目は、コミュニティバスの運行について質問を上げております。

コミュニティバスについては、昨年3月より運行形態を変えられて運行されているわけですが、事業者の皆様方からの評判は大変よく、新しく利用される方も増えているのではないかと感じるところでございます。ただ、以前から隣町への運行のお声も聞いていますし、今後、確実に進む高齢化でより広域的なニーズも増えてくるのではないかと思いますので、町外への乗り入れに関してお尋ねをしたいと思います。

4点目は、通学路の安全対策について質問を上げております。

通学路については年1回の合同点検を実施されており、その合同点検に基づき様々な安全対策がなされているものと思います。交通安全対策については、児童に対する交通安全の確保が最優先に取り組まれるべきであると考えますので、合同点検の結果を含めた今後の安全対策についてお尋ねをしたいと思います。

以上、4点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、空き家対策について、質問要旨の1番、解体費用、家財道具処分等の補助金交付要綱制定の進捗について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうからは、原議員の質問事項1、空き家対策について、要旨1、解体費用、家財道具処分等の補助金交付要綱制定の進捗についてという質問につきまして答弁いたします。

空き家解体等の補助金交付要綱の制定の進捗状況につきましては、課内での素案の準備はできておりますので、今後は庁内で調整を取りながら、令和3年度への国への概算要求を行い、本町の令和3年度当初予算の議決後に交付要綱の制定を予定しております。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今、課長のほうから答弁がありました。国の補助金をもらうために令和3年度からということでお伺いしましたが、まず国のどのような事業であるか、またその事業の補助率がありまして、町の補助、そしてまた、当事者の補助残の負担があると思いますので、今そちらのほうの素案がありましたら、教えていただきたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

国の事業の件に関しての御質問だと思いますけれども、空き家再生等推進事業の除却事業タイプというのを活用したいというふうに今後考えております。こちらの補助率のほうが民間の活用になりますと、国費が5分の2、地方公共団体が5分の2、民間が5分の1というような補助率になってございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、国の事業が空き家再生等推進事業ということでお伺いしましたが、通常、佐賀県下

でもこの補助金というか、国の補助を受けているかどうかは分かりませんが、解体に当たって、通常、総額なり、町が負担する額なり、ある程度の限度額を決めていらっしゃると思いますが、町でもそういった限度額を決められるかどうか。決められるのであれば、今のところ、幾らを予定されてあるか、お伺いしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの補助の内容の御質問でありますけれども、佐賀県内の状況を見ますと、対象事業費の2分の1とし、500千円を限度額とするとしているところがほとんどのようでございます。

本町に関しましては、まだこれは予定ではございますけれども、対象事業費の2分の1とし、500千円と他市町がしているところを1,000千円を限度額とするというふうな予定を組んでいるところではございます。この部分で所有者等の負担軽減を図っていきたいというふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、案ということで1,000千円を限度額に考えているということで回答をいただきました。これについては、やっぱり空き家が今から地域の環境を悪化させる要因となることは確実なので、限度額を増やすということは解体を考えている方がより一層実現に向けて考えられると思いますので、その点については今の限度額を着実に実行のほうに進めていただけるようお願いしたいと思います。

それと、一つですね、私もちょっと調べて、空き家再生等推進事業の内容をちょっと精査したんですけど、実際、国の事業に乗せるとなると、老朽化が結構進んでいないと補助対象にならないような形でちょっと書いてあったんですけど、それと同時に、老朽化の具合を判定するに当たって、ちょっとハードルが高いようにも思えますので、その点をどうやって調査検討されるのか、お伺いしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

老朽化の判定の検討をこういった形ですのかという御質問だったかと思いますが、まずどのような空き家が対象となるのかということに関しましては、町内に所在する建物で住宅地区改良法に規定する不良住宅であって、施行規則の不良度測定判定の合計評定が100点以上の建物となっております。これを誰が判定するのかということになるかと思いますが、要領のほか、別途不良建物判定要領等を策定する予定でございまして、そこで不良建物判定委員会等を設置するようになるかと思っております。そういった形で検討するように進めていく考えでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

判定には検討委員会を立ち上げるということで説明を受けました。なぜこの質問をしたかというと、実際、国の補助を受けるに当たって、そういう調査をしなければならない項目において、またそれを自分たちができないがゆえにその調査を委託ということになれば、補助金はもらったのはいいものの、また単独費用が出ていくんじゃないかということで今の質問をしたわけなんですけど、そういうことで、先ほど検討委員会でそういう老朽化、判定が100点以上ということだったんですけど、それを確認するということは、費用的には——委託はしないということの前提でその委員会で判定され、それについては委員会の報酬等が必要になると思うんですけど、それぐらいの支出で済むのかどうかの確認をしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

判定委員会の件の御質問でございますけれども、詳しくはまだちょっとその辺までは決めていないところでございますが、議員さんがおっしゃるとおり、報酬なりの金額が発生するかと思います。委託はしない予定でございますので、そちらのほうで予算のほうは計上になるかと思います。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、委託はしないだろうということでの確認をしましたので、今回、この空き家についてなんですけど、町の空家対策計画によって、該当するのは多分CとかDの使用するには大規模な改修が必要なものとか、倒壊の危険性が高く、活用困難なものに該当すると思うんですけど、その一方で、ちょっと修繕すれば使えるような空き家とか全然修繕しなくても使用可能な空き家があるということが計画上の調査で判明したわけなんですけど、今回、解体はいいんですけど、そういった利用できる空き家については、当然再利用の方向で考えておられると思うんですけど、この間、私がちょっと検討してほしいと言ったのは、リフォームというか、改修、家財道具等の処分費用の負担とか、そういう補助もお願いしたいなということでちょっと質問を上げさせていただいたんですよ。これについては、当然家をリニューアルするということになれば、空き家バンクの関連性ですね、そういったのもあると思うので、その辺についての今時点の検討をされている内容とかがあれば教えていただきたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

利用できる空き家の改修等の補助の関係の御質問だったかと思います。

他市町の家財道具等の処分に関する要綱をちょっと見ておりますと、やはり空き家バンクに登録を条件とした要綱になっておりまして、その後の取引の促進につなげることを目的としているところが多いように思われます。

したがって、除却のほうの要綱を先に先行して行わせていただきまして、別建てでそういったことも今後考えていってもよいのではというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、課長さんのほうから改修等については別建てで考えていくということで回答をもらったんですけど、空き家バンクについてはまち・ひと・しごとの担当課だったと思うんですけど、以前の議会の回答の中で、今回、ホームページをリニューアルするということでの話があって、その流れで空き家バンクについてはその政策に合わせて公開できるよう準備をしている状況という回答があったと思うんですけど、今現在どのような準備をされているかどうかの確認をしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現在の進捗状況ということですが、まずはホームページのほうのリニューアルが終わらないことには、このバンクの公表というのもできないしですね、中の構築というのもこれから作業という形になっております。来年度中にはホームページ公開を当然いたしていきますので、そこがリニューアルする際には、空き家バンクという形でのお目見えというのは可能かというふうに考えております。ただ、結局、先ほどの判定の家の程度、家屋の程度ももちろんなんですけれども、まずそこを所有されている方が売りたい意思があったり、貸したい意思があるのかというところの確認も当然必要になってまいりますので、そこがちょっとそういうバンクに登録する気がそもそもないというようなことであるのであれば、そういったところはまずは除外していく要件にもなってくるかと思っておりますので、そういったところの意見集約のほうをまずは先かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、室長のほうから本人の意思の確認が必要だということでの回答を得ました。

まずというかですね、実際、空き家の計画の策定時のアンケートを見てみますと、当然荷物が置いたままであり、その処分に困っているとか、リフォームしないと使用できないからというのと一緒にですね、そのリフォーム費用が負担になるとか、そういったものの回答があったもので、通常ですよ、実際、本人の意思の確認をする際に、そういったリフォームの補助がありますよとか、中の不用品の補助がありますよということの前提であれば、そして、空き家バンクに登録して売ろうかなと、できるだけ支出を抑えたい、本人さんからすればですね。そういった流れにもなるのかなということで、並行してリフォームとか不要物の処分とかですね。実際、佐賀県下の市町でもリフォーム費用とか、中の不要物の処理の補助とか、そういうのをされていますので、そういったのを含めて、本人さんの意思の確認をしたほうがよりスムーズになるのではないかなと思うんですけど、その点について伺います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そういった補助金を前提にしてのちょっと事業スキームという形では私どもはまだ考えて

おりませんで、実際、そこをどうするかということもまず必要かというふうに考えております。確かに、空き家バンクに登録していただくことでそういったところも活用するというの
は一つの方策であるんですけど、片や、個人の資産を高める補助金という形にもなりますので、そこのところも一定程度の議論は必要なのかなというふうに考えているところではあります。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、室長のほうから個人の財産を高めるのはいかなものかなということで、ちょっとこれは漠然とした私の捉えようなんですけど、片やですね、今、実際空き家が近くにあって、不衛生になるのは確実なんですよ。そして、今回私が強く思うのは、上峰町内で空き家に空き巣が入ったという案件が6件か7件ということで今ちょっと聞いているわけなんです。それで、たまたまそのときに何もなかったということで済んでいますけど、何もなかった上に、もし火をつけられて隣に延焼したり、そういったことがあると、直接的に空き家をどうするのかという考えに至るわけですよ。今のままでは、そのまま——空き家が相当老朽化していないと周りに迷惑をかけないかもしれないんですけど、新しい空き家がそういった形でたまり場というか、そういうのは今のところ聞いていませんけど、そういったことになると、当然地域の方が困られるので、そういったのを事前に対策をしたほうがいいのではないかとということで、今回質問を上げさせていただいたんですけど、そういった空き巣が入ったという案件は当然役場には情報は入ってきていると思うんですけど、私は被害がどうのこうのとは聞いていないんですけど、その辺についての情報があるかどうかの確認と、それに基づいて空き家をどうしなければならないのかなという考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

空き家に対するそういう防犯上の情報については把握している担当課がいれば、後ほど答弁させますが、今後、未来のことについてどうするかということで御質疑があり、原課が考えていることで答弁がありました。確認をしましたということでありますけれども、これはまだ私どもとして、長として私自身も協議に入っておりません。しっかりとした協議ができているわけではございません。よって、委託をしない方向だということだとか除却の後に別建てで何らかの他市町と同様の対応をしていくということはまだ確認をしておりませんし、やっていくかどうか、まだ協議もしておりません。

それで、今後の話になりますが、この空き家対策は先ほど室長が申しましたように、個人の資産の形成につながるようなことがあり得るので、こういった問題点については議員の御指摘のとおりだと思いますけれども、進まない一側面もあると思っておりますので、今後、担当課と蜜に協議をしながら対策を考えていくべきだと思っています。（「議長、次の答弁

をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、解体後の固定資産税の減額措置について、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（矢動丸栄二君）

皆さんこんにちは。3番原直弘議員の質問事項、空き家対策について、要旨、解体後の固定資産税の減額措置について答弁させていただきます。

まず、上峰町空家等対策計画の中で、特定空家等において「助言・指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行う。」、勧告を行う場合は「固定資産税等の住宅地特例が適用されなくなることから、助言・指導若しくは勧告の猶予期限までに除却を行った空家等に対して、条例減額制度に基づき一定期間固定資産税等の減額を検討する。」とあります。

まず、住宅用地の特例制度につきましてですが、御説明を申し上げます。

住宅1戸につき土地の面積が200平米までの課税標準額を6分の1とする小規模住宅用地、また200平米を超える部分の課税標準額を3分の1とする一般住宅用地として住宅の敷地に限り減額を行うものであります。また、特例の条件としましては、住宅の床面積の10倍までとされており、継続して住宅の用に供される住宅に関わる敷地は居住用の有無に関わらず、特例の措置が適用をされております。

続きまして、税負担につきましてですが、特定空家等について勧告を受けた住宅敷地に関しては、翌年度の固定資産税から住宅用地の特例の適用がされないため、所有者の税負担は従前より増加をいたします。土地に対する税負担につきましてですが、負担調整措置の関係で、従前税額の6倍とはならないものの、非住宅用地となることで最大4.2倍、標準的な住宅敷地70坪から100坪では3倍ないし4倍程度の負担増が想定をされているところでございます。

今回、検討内容としましては、空き家除去後の更地について固定資産税の住宅用地特例が外れ税負担が急増することから空き家の解体が進まない状況の一因となっているのが現状と思っております。また、住宅用地特例からの除外規定は、適切な管理を怠り、放置した結果、著しく公益性を損ねたことに対するペナルティーの意味合いとも考えられます。しかし、空き家除去後の税負担の緩和措置も有効な動機づけとなり、また危険空き家等の除去に伴い、広く公益性が回復され、公益上のその他の事由により必要な固定資産税の減免の趣旨に合致するものとも考えられます。今申し上げたのは、あくまでも方法論でございます。

今後ですけれども、勧告に従い求められる措置——除去ですね、除去を実施した所有者に対しては税条例の減免規定を改正し、土地の固定資産について一定期間の住宅用地特例時との差額の減額をする措置は検討に値すると今考えておるところでございます。空き家の解体

費用等の補助金等も、それを含めて今後検討をしていきたいと思っております。

以上になります。

○3番（原 直弘君）

今、助言、指導、勧告ということで、その後に——勧告を行うことで住宅地特例がなくなる、それについて一定期間、固定資産税の減額を検討するに値するということでの話だったと思うんですけど、ちなみに、実際、補助金として解体を促すわけですね。ということは、解体された後には、当然その前に助言とか指導とか勧告がなされていないと思うので、そういった場合の解体した後の税額を——今回、私が言いたいのは、条例減額制度に基づいて、ある一定期間猶予したらどうなのかな、それができるんじゃないかということでお話をしているわけですよ。今の内容がそうであつたら、ちょっと私が認識というか、理解をまだしなかったんですけど、そういった流れになると、解体した後に、通常は住宅地特例がなくなるものと思いますので、解体後の減額措置をすることができないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○税務課長（矢動丸栄二君）

すみません、ちょっと今の聞き取りで私が理解していなかったら語弊があるかもしれませんが、まず今考えているのは、解体後についての減免のほうを検討しておるところでございます。

○3番（原 直弘君）

すみません、私がちょっと答弁を理解していなかったのです。

とにかく解体後、通常、助言、指導、勧告とか、そういうのがなされた後に除去を行った空き家に対して減免するんじゃなくて、例えば、今回、国の補助をもらうという予定なんですけど、解体した後にも当然減額の措置をされる方向で検討されているということで理解してよろしいですか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

今、原議員さんがおっしゃられたとおりでございます。

以上です。（「議長、次の質問に行っていただきたいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、高齢者支援について、質問要旨の1番、運転免許証の自主返納状況について、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

上峰町民の運転免許証の自主返納者につきましては、佐賀県警と本町で交わされた高齢運転者の運転免許の自主返納等に伴う相互連携に関する覚書により、認知症高齢者等で運転免許証返納をされた方で自主返納情報の提供に同意をされた方に限っては情報提供されること

となっております。

3月9日現在の情報が提供されておりますが、同意された方はおられませんでした。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

ちなみに確認ですけど、その覚書の内容は件数だけでも公表できないという形になっているかどうかの確認をしたいと思います。

○総務課副課長（宗雲英則君）

件数だけでも提供できないのかということでございますが、こちらにつきましては、本覚書以外の目的には使用しないということが書いてございまして、数字に限っても教えることは私はできないのかなと解釈いたしました。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

高齢運転者の運転免許の自主返納等に伴う相互連携に関する覚書を手元に持っておりますが、件数に関してはここには書いておりませんで、実際に先ほど総務課副課長が申しましたような覚書によって得られる情報について、これを覚書以外の目的に使用しないだとか個人情報についての取扱いを適正に行うものであるというようなことが定められております。

件数については、そもそも警察の内部の情報だということで、何といえますかね、この一般質問というのは行政の一般事務全般に関する事柄についての答弁範囲というふうに以前整理をしたこともあって、確認していないということだと理解しております。

○3番（原 直弘君）

今回の争点は件数とかじゃないので、その辺はよろしいです。

ちなみに、情報的に県警から佐賀県内の自主返納をされた人数がありましたので、その辺の確認の意味でちょっとお聞きしたわけなんですけど、昨年、令和元年度に総数が3,820人ですね、対前年度比で25%の増ということになっていたもので、実際、上峰町がそれと比べてどのような状況にあるのかなと。その状況的に見て、対応策がいろいろ考えられるんじゃないかということで町内の返納者の数を聞いただけであってですね。今回はそういうことでお知らせできないということであれば、了解しました。

どっちにしろ、実際、佐賀県の自主返納された方が対前年度比25%の増ということで、上峰町も——地区特性によっていろいろ変わる要因があると思うんですけど、増えたり減ったり、どちらにせよ、高齢者の事故の発生抑制を考えると、返納しやすい環境をつくることも実際必要じゃないかと思うんですよ。

それで、上峰町でも昨年、コミュニティバスですね、返納された方に1年間の有効のフリーパスポートを発行されましたけど、さらなる支援ができないものかということで今回質問をしております。

議長、次の質問に進めていただいてよろしいですか。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、自主返納に伴う支援策の拡充について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。原直弘議員の質問事項2、高齢者支援について、要旨2、自主返納に伴う支援策の拡充についての質問に関して答弁いたします。

平成31年3月25日より新たに運行開始をしましたコミュニティバスにつきましては、令和2年1月末現在で3万2,952人の方に御利用をいただいております。平成30年度の利用者は3万2,421人で、令和2年1月末時点で既に昨年度の利用者数より多い状況でございます。

上峰町地域公共交通網形成計画での令和3年度までの利用者数目標である3万7,223人を既に約3,000人超えることが見込まれており、町内の移動手段として町民に認知され、公共交通機関として機能してきていると考えているところでございます。

自主返納者につきましては、1年間乗合タクシー、巡回バスを無料で利用できるコミュニティバスフリーパスポートの発行を実施しております。また、今年度9月は敬老の意を表し、65歳以上の方には乗合タクシーの回数券を40枚無料でプレゼントいたしました。健康福祉課としましては、まず、現在の事業を検証いたしまして、今後も事業を継続しながら、住民の皆様の外出機会の創出につなげていきたいと考えております。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

すみません、質疑がちょっと——今、支援策の拡充についてということでお伺いしたつもりなんですけど、実際、返納されるとなると、運転経歴証明書ですね——返納されない理由として、身分証明的なものがなくなるからとかも、実際そういうお話も聞きます。

それで、運転経歴証明書はそんな身分証明書、免許証の同等ぐらいにはちょっと考えられないんですけど、それでも身分証明書としてある程度のところで効くような話も聞きますので——この交付手数料が要するというのを私もちょっと初めて知ったんですけど、1,100円ほど要るそうなんです。それで、コミュニティバスのフリーパスポートの発行で、この証明書ということで実際取られている方もいらっしゃるの、あわせてそういう交付手数料の補助とかできないものかなということでもちょっと考えますけど、そういった考えがあるのかどうかという、そういうことでの方向で考えていただきたいということで思いますので、その辺の答弁をいただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

支援策の拡充について、身分証明書等の手数料等の補助はという御質問だったかと思えます。

先ほども答弁の中に少し申し上げましたが、フリーパスポートにつきましては、令和元年9月からの事業となっております、また、ここにつきましては利用状況等の検証をする期間が必要だと考えているところでございます。

現在につきましては、運転免許経歴書の提示をいただくこととなっておりますが、こちらの補助については今検討はしていないという状況でございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、運転経歴証明書の交付手数料の補助については、現在のところ考えていないということで、実際、去年からフリーパスポートの発行をされて、そういったのをやっぱり利用状況の期間とか検討をする期間があると思うので、そのような期間は必要だと本当に理解します。その中で、大体考えられる期間が終わった後にですね、そういった運転経歴証明書の交付手数料の補助とか、実際フリーパスポートの、今は1年間ですけど、その期間を延ばすなりですね、そういった検討もしていただきたいなということで思いますけど、どうでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの検証後の検討についてはという内容だったかと思います。そこにつきましても、今後の乗合タクシー等の利用状況を先ほど——すみません、同じ答弁になりますが——確認しながら、住民さんの意向、近隣市町の状況等も踏まえて検討していくことになると思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つちょっとお願いなんですけど、サポカー補助金ということで、今回、国のほうで3月9日より申請受付ということでされています。内容については、実際、新車購入の際にも利用できますけど、今、実際お持ちの車にも取り付けられるような安全装備ですね、急発進抑制装置が今回サポカー補助金の補助対象にもなっているわけですよ。これは本当、自分も名前は聞いていたんですけど、内容的には知らなかったもので、町民の方も知っておられる方もいらっしゃる、あまり詳しくない人もいらっしゃると思うので、よろしかったら、このサポカー補助金の内容等を広報とかで周知させていただければですね、実際、利用される方もいらっしゃるんじゃないだろうかなと思うんですよ。

今回、急発進抑制装置も自分としては高いものと思っていたんですけど、総トータルで44千円とかあるので、そして国の補助が20千円なので、手出しが24千円と、そういった装備もあるそうなので、よろしかったら、サポカー補助金に対して、その説明等をできれば早いうちに広報紙に載せていただくように、この補助金が実際、本年度限りで早い者勝ちということとで理解しているもので、できるだけ早めに町民の方に周知していただければと思いますけ

ど、いかがでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

私もつい先日、その広告をネットで見ました。大変いい施策だと思いますので、広報紙等、おっしゃられるとおり、啓発できればと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、できるようであれば、早めをお願いしたいと思います。

それでは、議長、次の質問をお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、コミュニティバスの運行について、質問要旨、町外への乗り入れに伴う協議の進捗について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

原直弘議員の質問事項3、コミュニティバスの運行について、要旨1、町外への乗り入れに伴う協議の進捗についての質問に関して答弁をいたします。

かねてより住民からの要望が多かった地域公共交通の近隣市町への乗り入れについて、令和元年12月に吉野ヶ里町の公共交通活性化協議会事務局と現行の運行状況及び今後相互乗り入れについて協議を行っていくことの確認をいたしました。上峰町と吉野ヶ里町は東西に隣り合う町で、日常的に相互の医療機関や商業施設を利用する人が多く見られます。平成31年3月から当町で新運行形態のコミュニティバスを開始しましたことで、両町の交通手段が同じような形でおおむね整いましたが、細部については異なるところも多いのが現状でございます。

このような現状を踏まえ、佐賀県さが創生推進課や運行事業者等を含めた関係機関との協議を今後も行ってまいりたいと考えております。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今、課長の答弁で一つ——一つというか、吉野ヶ里町と今後協議を行っていくことを確認したということは、第1段階の協議の内容というのはそんな深いものというか、なかったのかどうかと、次、関係機関と細部について協議を行っていくという回答だったんですけど、いつ頃をめどにしていく——いつ頃というか——いいです。とにかくいつ次回開催するのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉野ヶ里町との協議の内容、また、次回の協議の検討時期はという御質問だったかと思えます。

吉野ヶ里町の公共交通活性化協議会の事務局のほうより上峰町への乗り入れについての要望が吉野ヶ里町でもあっているという状況をお聞きました。そこで、両町の交通手段について協議をする機会を持ったという経緯がこれまでございます。

内容につきましては、先ほども申し上げましたけれども、運行状況や、それから料金の設定、ルート、そういうところを今の現状を確認をし合ったという段階でございます。

今回の協議の打合せ等について詳細はまだ決定はしておりません。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、課長のほうから詳細は決定していない、次の会議はですね。

今ちょっとルートの話が出たんですけど、上峰町が思っているルート、吉野ヶ里町の、例えばどこの施設とかどこの——吉野ヶ里町は駅なんですけど、そういったのを含めて、何か考えがなければ、次の段階に進まないと思うんですけど、そういった考えは今のところあるのかどうか。あったら、どういったことなのかということでお聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいま当町が考えているルートはあるのかという御質問だったかと思います。現在、想定される乗り入れ対象や利用数などを検証しているところでございまして、上峰町としましては吉野ヶ里町にある駅への乗り入れ、また金融機関や医療機関、商業施設等の乗り入れ、また吉野ヶ里町から上峰町には行政界に近い医療機関等、それから大型の商業施設、吉野ヶ里温泉など、こういうところの要望があっているというところで、現在、調整をしているという段階でございまして、ルート、その辺までについてはまだ検討はしておりません。

今後、利用者についてアンケート調査で利用状況、どのようなところが必要になってくるのかということについて調査をする必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

先ほどこっちとルートの話が出たので、私もルートの質疑をしたんですけど、うちは巡回バスと乗合タクシーを持っているんですけど、実際、どちらのほうを考えられているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今後、乗り入れが想定される車種といいますか、運行状況についてと思いますが、そちらについてもどのような形が一番利用するに当たって住民さんの利便性が向上されるのかということにつきましては、先ほども言いましたように、調査を基にということになるかと思います。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今回、課長も答弁の中でおっしゃったように、以前からそういう声はあっているということなので、やっぱり町民の方の、交通弱者を含めて、福祉に直接寄与するところでもありますし、迅速に進めていただきたいという要望をしまして、この質疑を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

次に進んでいただいてよろしいですか。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、交通安全対策について、質問要旨、通学路の安全対策の実施について、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員の質問事項4、交通安全対策について、要旨1、通学路の安全対策の実施についてという御質問についてお答えをいたします。

通告書では建設課長を御指名でございましたが、合同点検のことについて触れていただいておりますので、私のほうから御案内させていただきたいと存じます。

通学路の安全対策に関しましては、通学路合同点検プログラムにより、夏季休業中に県土木事務所、鳥栖警察署など関係機関と一緒に危険箇所などの確認を行うとともに、安全対策について検討いただいているところでございます。

危険箇所の対処については、教育課で対応が困難な案件に関しましては、建設課などの部署へお願いし対応していただいているところでございます。町道におきましても、町建設課において社会資本整備交付金を活用した事業を計画していただいております。令和元年度については、米多坊所線での安全を確保すべく、水路に蓋の設置を実施していただいたところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

それでは、まず1点目は、通学路合同点検をされた後に、実際、対策一覧表ということでうちのポータルサイト上で、ホームページのほうで閲覧できるようになっていたんですけど、今回見てみますと、それがちょっとなされていないもので、どうしてなのかなというのをまず聞きたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より対策一覧表のホームページへの公表について御質問をいただきました。

この件に関しましてはさきの議会でも御質問をいただき、大変御迷惑をおかけしたところでございます。私どもは事務的な県への報告書の一覧表をホームページに載せておりました。これによって、一般の方に分かりづらく、また誤解を招きかねないという状況にございました。

今後、公表のこと、本来、告示のことでございますので、町のホームページへはまた改めて分かりやすいように皆様に御案内をしていきたいということで検討をしながら、今後進めていくということで対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今の説明でうちのホームページに載っていないのは分かりましたが、以前質問したときに、ホームページ上でもいいんですけど、やっぱり紙ベースでできるだけ保護者の方とか町民の方にお知らせするような形でお願いしますということで要望していたんですけど、今回はまだされていないということで承知してよろしいですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御案内のとおりでございます。

今後、分かりやすい方法について、また内部で検討しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○3番（原 直弘君）

ということは、今そういうホームページとか紙ベースでお知らせする前に知りたいときは教育委員会のほうに出向けば、その資料は見せていただくということで了解してよろしいのかどうかと——まず、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御指摘のとおり、点検の結果については教育委員会のほうで公表といいますか、要望いただければ、御案内することが可能でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

分かりました。承知しました。

通学路の路肩部にカラー舗装ということで、今回の同僚議員の一般質問でも予算特別委員会でも説明を受けましたが、実際、今年計画されるところは大体分かったんですけど、そして、来年以降も当然継続されていくわけなんですけど、今回のスクールゾーンと一緒にある程度並行してされると思うんですけど、それが最終年度がいつになるのかどうかを、計画の予定をお聞きしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま原議員からの御質疑で、カラー舗装についていつまでかかるかという内容であったかと思いますが、こちらにつきましては、今議会に計上しています予算の中で上げていますのが初年度となります。令和2年度から、できるだけ早い時期にと思っておりまして、財政のほうと協議もしながら、できれば2年、もしくは3年ぐらいの間に終わりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そうですね。今、二、三年ということので聞いたので安心しましたけど、とにかく——実は、子供さんたちの安心・安全を守る観点から、できるだけ早い施工ということをお願いしたいと思います。

続けて、スクールゾーンの話をしていただきますけど、スクールゾーンについてはいろいろ先ほど説明があったんですけど、小学校の直径500メートルの範囲ということなんですけど、実際、協議は教育委員会と建設課ということで先ほどお伺いしましたが、通常、スクールゾーンには当然標識とか路面表示とか規制のかかるものがあるので、当然総務課も一緒になってされているんじゃないかということでもちょっと思ったんですけど、そういうことではなく、今のところは教育委員会と建設課がされているかの確認をしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員からスクールゾーンの件と建設課での町道の整備の件について、複合的に御質問をいただいたというふうに承知をしております。

まず、議員に御案内いただきましたように、スクールゾーンの設定をしたことによって、その道路の進入、例えば、一方通行であるとか、それから30キロの速度制限を設けるとか、そういうことが可能になってございます。そこはまた地域の皆様と協議の上、県の公安のほうに申請していただくという手順になってございます。ここについてはまだそこまで始めていない、まずはスクールゾーンの設定をすることが第一義的に手順として考えてございます。このスクールゾーンの設定につきまして、小学校からおおむね500メートルという基準がありますということを前回の御質問で御案内をさせていただきました。

次に、建設課の歩道のカラー舗装でございますが、これはスクールゾーンを基準といいましか、小学校からおおむね500メートルの中をまずカラー舗装をやっていただきたいということで並行して協議をしてございましたので、今現在のところ、歩道のカラー舗装に係る協議ということ言えば、教育委員会と建設課で協議を進めていたということでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、答弁でスクールゾーンの設定という話が出たんですけど、これはどこかに申請するわけではないんですよ。それとも、申請によってスクールゾーンの設定がなされるのかどうかをちょっと一つ確認するのと、もう一つがスクールゾーンの、今さっき言われたように規制が一方通行とか速度制限とかあると思うんですけど、それについてはやっぱり総務課のほうも当然協議に入っとくべきだと思いますし、その辺は三者を協議対象課にして進んでいただきたいものと思います。

もう一つが、自分の頭としてはスクールゾーンというのは実際30キロというのは結構大半

が設定してあると思うんですけど、その辺をベースに持っていかれるのかどうかのちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より2点御質問をいただきました。

まず、スクールゾーンの手順でございますが、私ども警察の公安と協議をさせていただいておる中で、まず町のほうでスクールゾーンの範囲を設定して警察と協議を進めると。そういうところで、どこからどこまでがスクールゾーンというのを地図に落として設定をするというのがまず第1段階になります。その後、議員御指摘のように、総務課と道路の公安としての基準、先ほど御紹介いただきました30キロではなく、それをまたもっと遅くするのかとか、それから登校時間帯に限っては一方通行にするとか進入禁止にするとか、それはいろいろ地域に応じて事例がございます。また、道路の中にここからがスクールゾーンですよというような表示をするとかですね、そういうところもいろいろ取組があります。それをもって、スクールゾーンを設置していることによって対応が可能になるということで聞き及んでおります。その時点におきましては総務課と協議をするということでございます。

また、30キロ制限、これにつきましても学校の周辺はおおむね30キロ制限があるのかなというふうに私も承知をしているところでございます。あと場所によっては40キロ制限なのかもしれません。個々、道路の一つ一つを把握してはございませんが、スクールゾーンの中でもっと30キロが20キロ以下になるとか、そういうところも協議をしていくというふうに考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

とにかくスクールゾーンの設定については相当な規制をかけられて子供の安全を守られると思うので、できるだけ迅速に手続等をしていただくようお願いしたいと思います。

次にですね、ちょっと横断歩道の件なんですけど、場所的には野菊の里の西側にヤマシNFLタというのがありますけど、その西側に昔の王子製紙、王子コンテナか、そこの西側を通るのが中学校の通学路になっていると思うんですけど、そして県道神埼北茂安線を横断して南にも通学路が設定してあるんですよ、中学校の。ということは、あそこは結構車両とかが頻繁に通って危ないところなので、ここは横断歩道はあるべきだと思うんですよ。この間、実際通ってみて、数台前の車が――実際、中学生はきちっと止まっていたんですけど、驚いてブレーキをかけたということかありましたので、当然のことかなということで、そこはやっぱり横断歩道の設置を迅速に要望なり、設置できるようにしていただきたいなということで思いますけど、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

1点、すみません、確認です。先ほど王子コンテナの西側……（「すみません、東です」

と呼ぶ者あり）東ですね。承知しました。十字路のところと承知しました。

ここについてはですね、確かに中学生が登下校にあの道を使います。以前、去年おとしぐらいだったでしょうか、通学路の合同点検の中でも中学校のほうからここに横断歩道ができませんかという提案もございました。そして、県のほうに現場を見ていただきました。その中でですね、一つ県道の横断歩道を造る基準の中で、横断歩道を何といいましょう、たくさんといいますか、次から次に造ることができなくて、ある程度何メートル置きに1か所とか、そういう基準があるそうでございます。詳細にちょっと今答弁することができませんので、申し訳ないんですが、実はそういう距離の基準がありますということが一つ。

そして、今はその地域の横断歩道がもう少し吉野ヶ里町寄りの集落と集落を、北側と南側を結ぶところに1か所ございます。そこが当時、県道の拡幅をされたときに歩道を設置されたというふうに聞き及んでございます。

そこで、現在も子供たちが横断をする――北側の集落からもし南側に下りてくる場合はそこを利用してございます。そして、南側の地域の子供たちは県道の南側の歩道、1段高くなっているところを歩いて通学してございます。そういう流れが一つございます。

そこで、歩道を次から次に造ることができないということではいただいておりますので、中学生には自転車で県道を横断する場合には、なるべくその横断歩道を使うように、さらに、横断歩道がない場所で県道を渡る場合は注意をするようにというふうな指導で現在のところは対応させていただいているという状況がでございます。

以上、御案内でした。

○3番（原 直弘君）

今、横断歩道が近くにあるということではできないという理由ならば、大変ですよ。それしたら、危険な箇所は早い者勝ちということになりはしないかと思うんですよ。

実際、横断歩道、私が今危険と申し上げたところから吉野ヶ里町の境の横断歩道があるところまでは500メートル近く実際あるんですよ。それしたら、ほかの地区を見ますと、近くにあるところは結構いっぱいあるんじゃないかということが一つと、やっぱりそういう基準であるならですね、それしたら通学路をどうしてそこに設定したのか。その横断歩道を渡りなさいという指導でも、全然近いところを当然通るわけですよ。それしたら、徹底的にそこに指導者が入るとか通学路の変更とか、そういうのを附帯して考える必要があるのではないかとちょっと今の答弁をお聞きして思ったんですけど、その点についてお伺いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

横断歩道等につきましては総務課のほうが所管課でございますので、改めて一度調査とかをしてもらえないかどうか、ちょっと公安委員会のほうと連絡を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そうですね。神埼北茂安線は九丁分の向こうまで通行できるようになったので、今、相当な交通量があるので、その点についてはできるだけ早く対応していただきたいなということだと思います。

もう一つ、ちょっと私から要望なんですけど、子供の安心・安全を守る観点からなんですけど、実際、御存じの方はいらっしゃるかもしれないんですけど、佐賀県警において、去年可搬式オービスですね、要するに持ち運びできるオービスというか、取締り機が納入されたということで新聞で見て、そして鳥栖市でもすぐさま通学路においてそのオービスをして、実際取締りを行われたと。その取締りの目的は、速度違反を検挙するのも当然でしょうが、実際は通学路での児童の事故防止ということでの前提でそれを行ったということで、そういった記事がありましたので、よろしかったら、抑制効果ですね、抑止じゃなくて、その効果の面でも、実際、上峰町でも通学時間帯と通勤時間帯と一緒にあってそこを、例えば、北茂安から上坊所を通して吉野ヶ里立野ですね、そこを通られる方、また反対の方もいらっしゃるんですけど、結構頻繁に、道路の交通量がその時間帯は多うございますので、その辺をですね、直接——佐賀県警かもしれないんですけど、警察署経由で1回とか実施していただくと、抑制効果になるのではないかということではちょっと私は思っていますので、その辺をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

先ほどのお伺いの件ですけれども、県警のほうに内容等を確認いたしまして、できれば対処させていただきたいと思います。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

できるだけ早急にですね、これはいつも言っていますが、事故が起こってからとか、違反があってからとか、そこが事故が多いからといって、その後にするんじゃなくてですね、事前にすることによって、やっぱり抑制効果が最大限に発揮されると。とにかく事故等をなくすことが、少なくすることが目的なので、その辺は実際、事故があってからとか違反が多いところしかないですよという話も以前聞いていましたので、その辺についてはですね、鳥栖のされたところはやっぱり目的としては児童の事故防止が一番の目的ということでありましたので、早急にそういう要望なり要請をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時14分 散会